

上尾市公共施設等総合管理計画



令和3年3月改訂

上 尾 市

(余白)

<目次>

第1章	計画の目的等	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置づけ	2
3.	計画期間	2
4.	対象施設及び分類	2
5.	計画の体系	3
第2章	公共施設等の現況及び将来見通し	4
1.	公共施設等の現況	4
(1)	保有資産の状況	4
(2)	老朽化の状況	6
(3)	耐震化の状況	10
2.	人口の見通し	11
3.	財政状況	12
(1)	歳入の状況	12
(2)	歳出の状況	12
(3)	公共施設等に係る経費の状況	13
4.	公共施設等に係る中長期的な経費の見込み	14
(1)	公共建築物の更新等費用の見通し	14
(2)	都市基盤施設の更新等費用の見通し	15
(3)	公共施設等全体の更新等費用の見通し	16
(4)	公共施設マネジメントの目標値	16
第3章	公共施設マネジメントの方針	17
1.	現状や課題に関する基本認識	17
2.	上尾市における公共施設マネジメントの原則	18
3.	公共施設マネジメントの基本方針	20
(1)	維持管理・修繕・更新等の実施方針	20
(2)	点検・診断等の実施方針	23
(3)	安全確保の実施方針	24
(4)	耐震化優先の実施方針	25
(5)	長寿命化の実施方針	26
(6)	バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進方針	33
(7)	公共施設等における統廃合・多機能化・除却処分の実施方針	33
4.	全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方法	35
(1)	公共施設マネジメントの推進体制・情報共有	35
(2)	本計画及び個別施設管理計画の管理及び実施	35
5.	フォローアップの実施方針	36

第4章 施設類型別マネジメント基本方針	37
1. 施設類型	37
2. 公共建築物	38
(1) 行政施設	38
(2) 文化・社会教育施設	40
(3) スポーツ・レクリエーション施設	42
(4) 保健・福祉施設	43
(5) 児童施設	45
(6) 保育施設	47
(7) 学校教育施設	48
(8) 公共交通施設	50
(9) その他の施設	51
3. 都市基盤施設	53
(1) 道路・橋りょう	53
(2) 公園	55
(3) 河川	57
(4) 上水道	59
(5) 下水道	61
巻末資料	64
<巻末資料1> 用語説明	64

第1章 計画の目的等

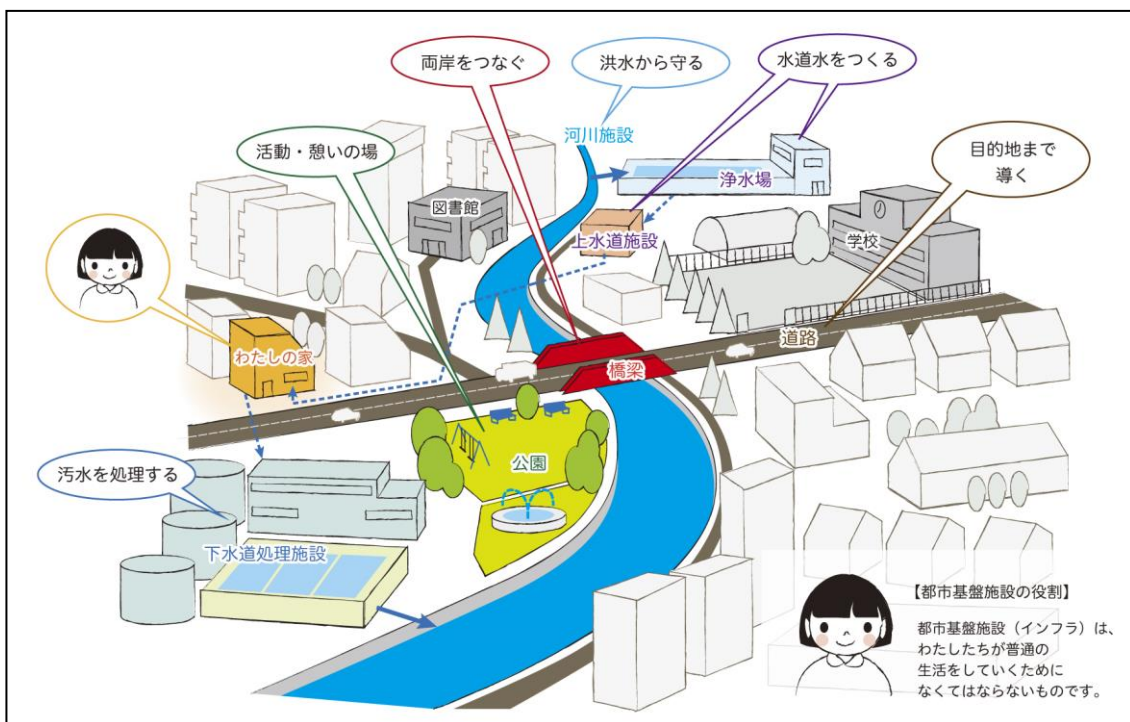
1. 計画の目的

上尾市の保有する公共建築物（ハコモノ）や道路や下水道などの都市基盤施設（インフラ）（以下、「公共施設等」という。）の多くは、高度経済成長期の昭和40年代から50年代の急激な人口増加と都市化に伴って集中的に整備されたため、現在では老朽化が進み、近い将来一斉に更新（建替え）時期を迎えると見込まれています。

公共施設等の老朽化は、放置すれば行政運営への影響はもとより、笹子トンネル崩落事故のように利用者の安心・安全にも影響を及ぼす懸念があるため、適切な修繕や更新等が不可欠ですが、これには相応の財政支出を伴います。また、公共施設等の更新時期が集中することは、同時に財政支出が集中することを意味しており、行財政運営上無視できない課題となっています。

少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変化中、今後さらに厳しさを増すことが予測される財政状況を踏まえると、公共施設等を現状規模のまま維持管理することは極めて困難です。したがって、今後の公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営等については、現況及び将来の見通しを踏まえ、経営的視点から総合的かつ計画的に取り組んでいく必要があります。

上尾市公共施設等総合管理計画（以下、「本計画」という。）は、このような認識の下、効率的で効果的なマネジメントの実施により質と量の適正化を図り、安心・安全で持続可能な公共施設等の維持を実現することを目的としています。

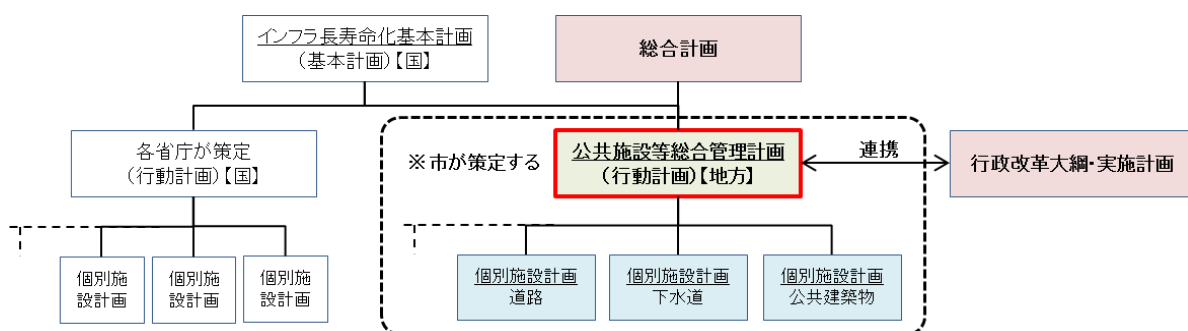


図表 1-1 公共施設等の役割（公共建築物・都市基盤施設）

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市の最上位計画である『第5次上尾市総合計画前期基本計画』で掲げる「公共施設の総合的なマネジメントシステムの構築」を根拠とし、『第7次上尾市行政改革大綱・行政改革実施計画』とも連携を図りながら、全庁横断的に公共施設等について定めるものです。

また、国の『インフラ長寿命化基本計画』（平成25年11月25日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の本市における下位計画とします。



図表 1-2 「インフラ長寿命化基本計画」体系イメージ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、公共施設等の整備・修繕・更新・管理運営が中長期に及ぶことを考慮して、平成28(2016)年を開始年度とし、以後令和37(2055)年までの40年間とします。

4. 対象施設及び分類

本計画及び本計画に基づいて実施する上尾市の公共施設マネジメントにおいて対象とする施設は、原則として市が保有する全ての公共施設等とし、その分類は以下のとおりとします。

施設区分	施設類型		個別施設
公共建築物 (ハコモノ)	行政施設、文化・社会教育施設、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、児童施設、保育施設、学校教育施設、公共交通施設、その他の施設	9 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (本庁舎や〇〇小学校など)
都市基盤施設 (インフラ)	道路・橋りょう、公園、河川、上水道、下水道	5 類型	各施設類型に分類される個別具体的な施設 (道路や〇〇ポンプ場など)

図表 1-3 公共施設等の分類

5. 計画の体系

本市の公共施設等のマネジメントについて定める計画体系は以下のとおりです。

なお、個別施設管理計画については本計画とは別に、公共建築物及び都市基盤施設（都市基盤施設は施設類型単位）でそれぞれ定めるものとします。

上尾市公共施設等総合管理計画

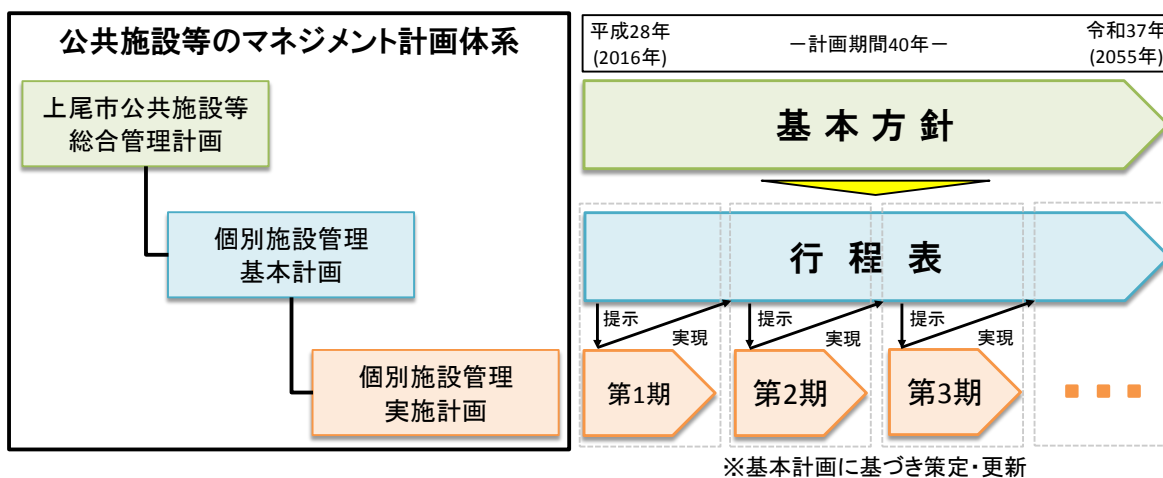
本計画であり、本市の公共施設等のマネジメントについて定める計画体系全体の基本方針で、マネジメントの原則、施設の整備・修繕・更新・管理運営等に係る実施方針及び施設類型別の方向性を示すものです。

個別施設管理基本計画（以下、「基本計画」という。）

公共建築物及び都市基盤施設の各施設類型の個別施設を対象として、その特性に応じた整備や維持管理等に関する長期的な行程表であり、本計画に沿って目標や方策、行動内容を体系的に示すものです。

個別施設管理実施計画（以下、「実施計画」という。）

基本計画で示される内容を実現するための短期的なアクションプランであり、より具体的・実務的な取り組み内容を示すものです。



図表 1-4 公共施設等のマネジメント計画の体系

第2章 公共施設等の現況及び将来見通し

1. 公共施設等の現況

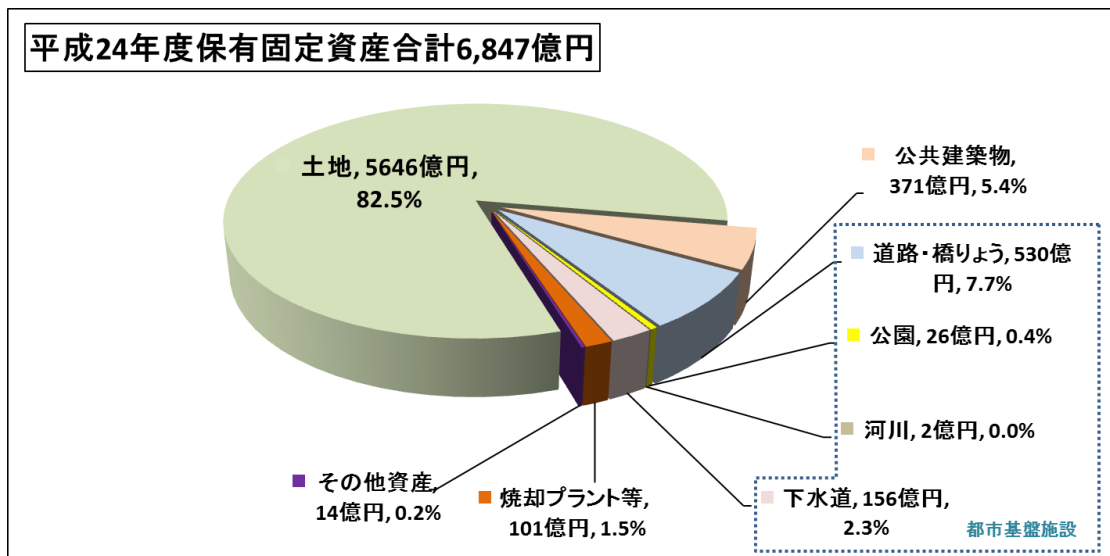
(1) 保有資産の状況

本市の保有資産は、平成 24(2012)年度末時点の固定資産台帳では、土地及び公共施設等、焼却プラント等、その他資産を合わせて約 6,847 億円となっています。

公共施設等のうち、公共建築物は約 371 億円で全体の 5.4%、都市基盤施設の合計は約 714 億円で全体の 10.4%を占めています。

企業会計である上水道はこの数字には含まれていませんが、上水道の平成 24(2012)年度の有形固定資産合計は約 263 億円となっており¹、土地を除く施設の内訳は建物 8 億円、配水管等構築物 214 億円、機械装置他 25 億円となります。この上水道の施設を合わせると、本市の都市基盤施設の資産合計は、約 961 億円となります。

¹ 平成 24 年度「水道事業年報」(上尾市水道部)による。

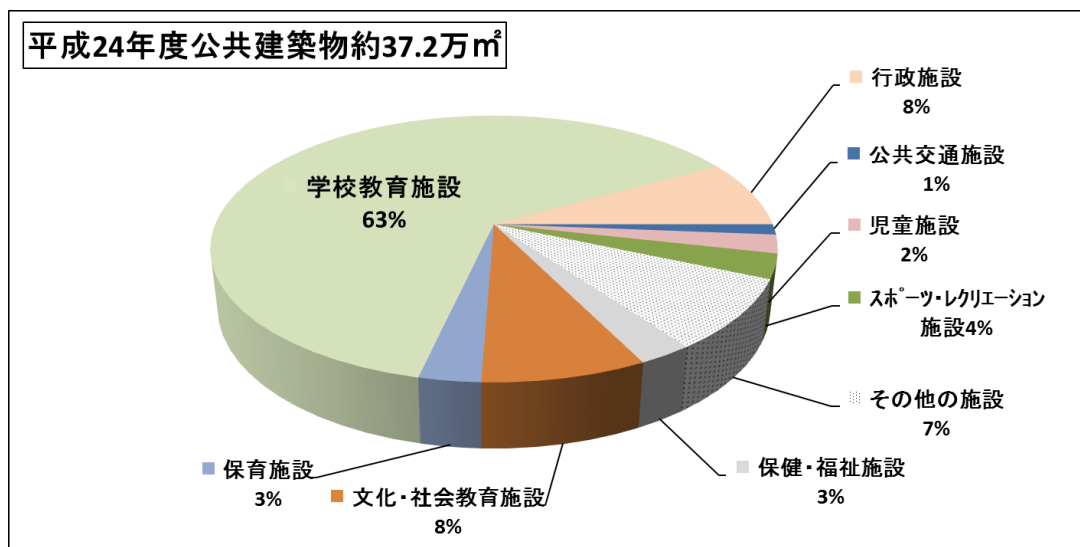


図表 2-1 固定資産台帳の保有資産の内訳

1) 公共建築物

本市の公共建築物の延べ床面積は約 37.2 万㎡となっており、固定資産台帳上の区分の「建物」は 691 件となっています²。公共建築物を施設類型別に見ると、小・中学校及び幼稚園を含む学校教育施設が最も多く全体の約 63%を占め、以下、行政施設と文化・社会教育施設が約 8%と続きます。

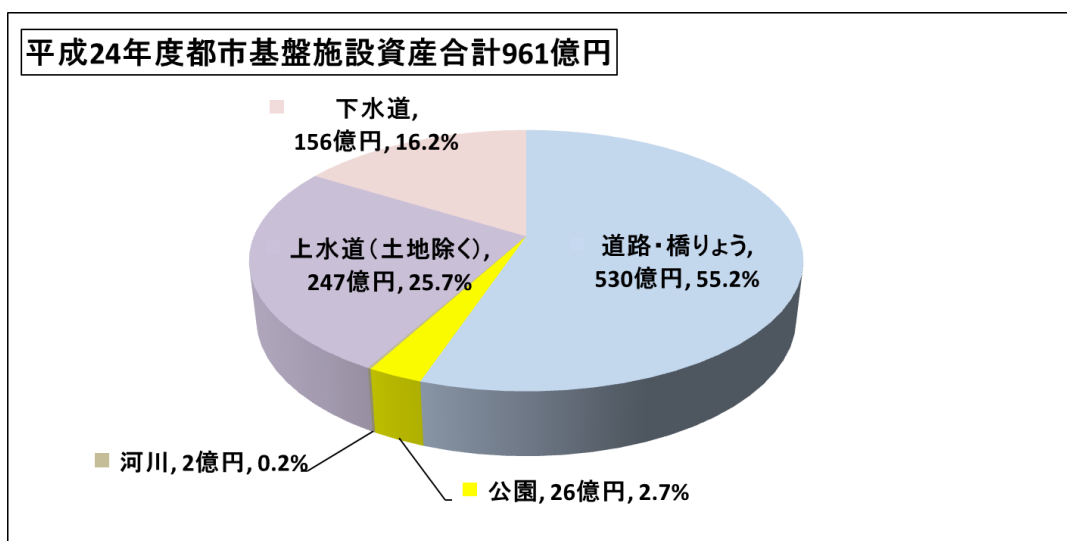
² 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条第 2 項の「公園施設」に該当する建物は除く。



図表 2-2 公共建築物の施設類型別延べ床面積内訳

2) 都市基盤施設

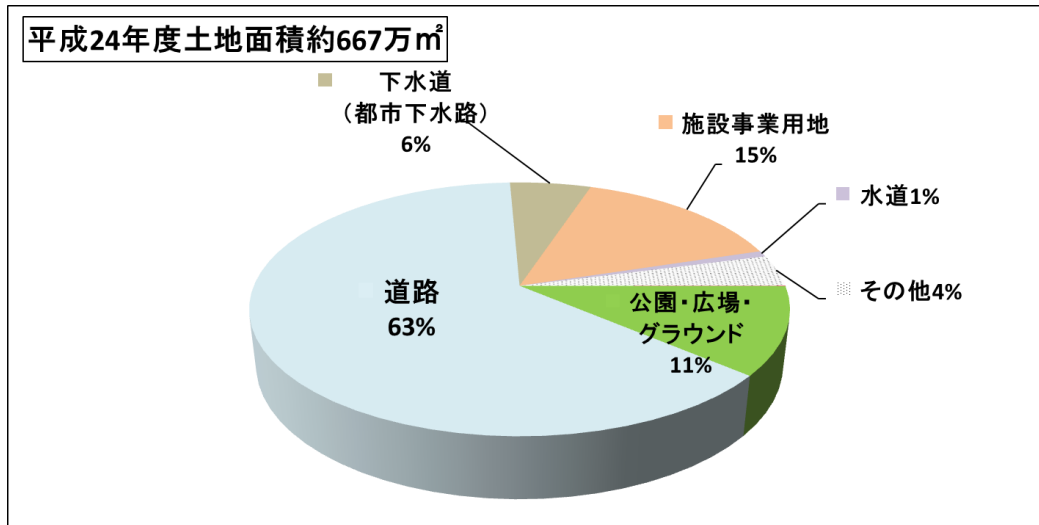
本市の都市基盤施設の資産を施設類型別に見ると、道路・橋りょうが約 55%と最も多く、続いて上水道約 26%、下水道（ポンプ場等含む）約 16%となっています。なお、道路・橋りょうの内訳は、道路が約 505 億円と約 95%を占めています。



図表 2-3 都市基盤施設の資産内訳（上水道会計含む）

3) 土地

土地は本市の保有資産の中で最も多く、上水道と合わせて約 5,662 億円となっており、面積約 667 万㎡のうち約 7 割が都市基盤施設に利用されています。



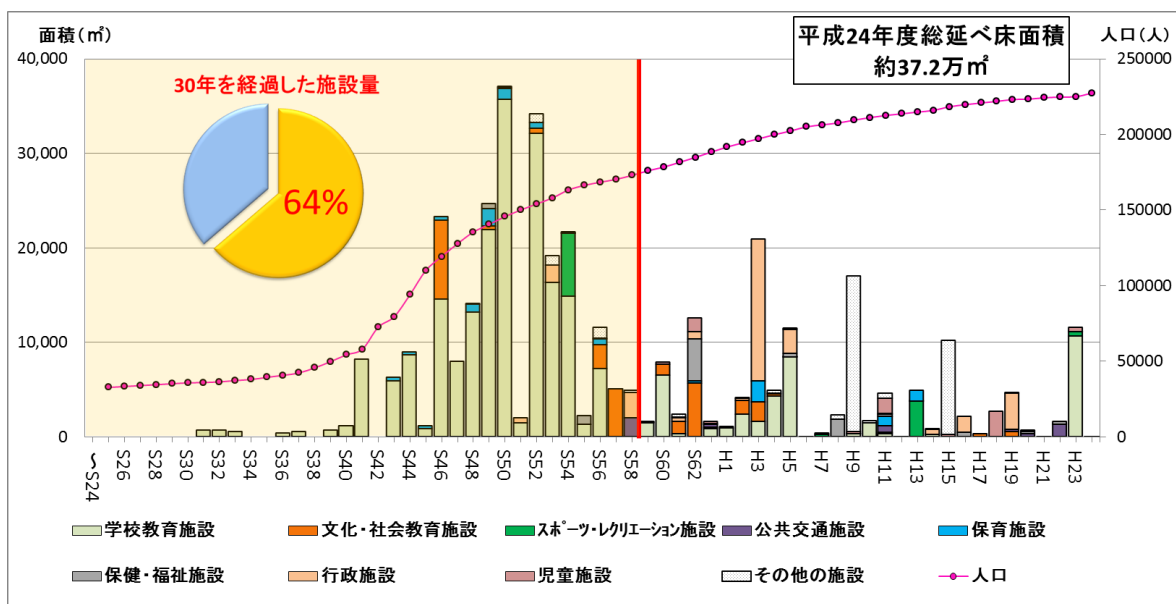
図表 2-4 土地資産の用途別内訳

(2) 老朽化の状況

本市の公共施設等は、各施設類型で程度の差はあるものの、平成 26(2014)年 3 月 31 日時点で整備から 30 年以上経過する施設が相当量を占めています。ただし、老朽化の実態的な影響である劣化等は、施設の構造及び耐用年数、保全措置の程度により変わってくるため、個別施設ごとの詳細な検証が必要です。

1) 公共建築物

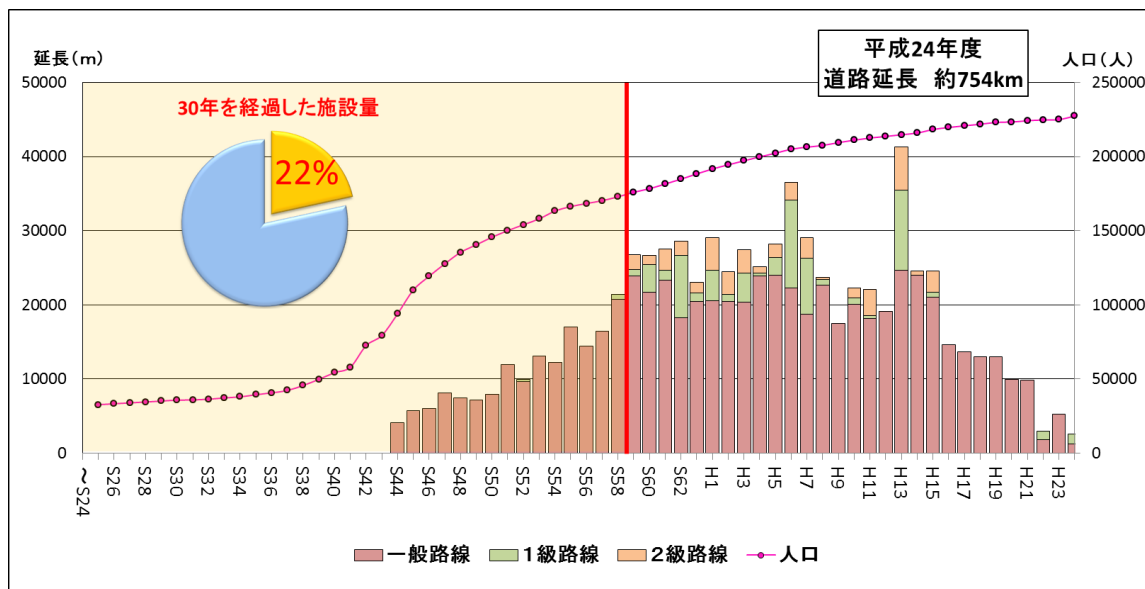
公共建築物は、約 64%が整備から 30 年を経過しており、このうち施設類型では学校教育施設が約 8 割を占めています。



図表 2-5 公共建築物の年度別整備状況と経過年数

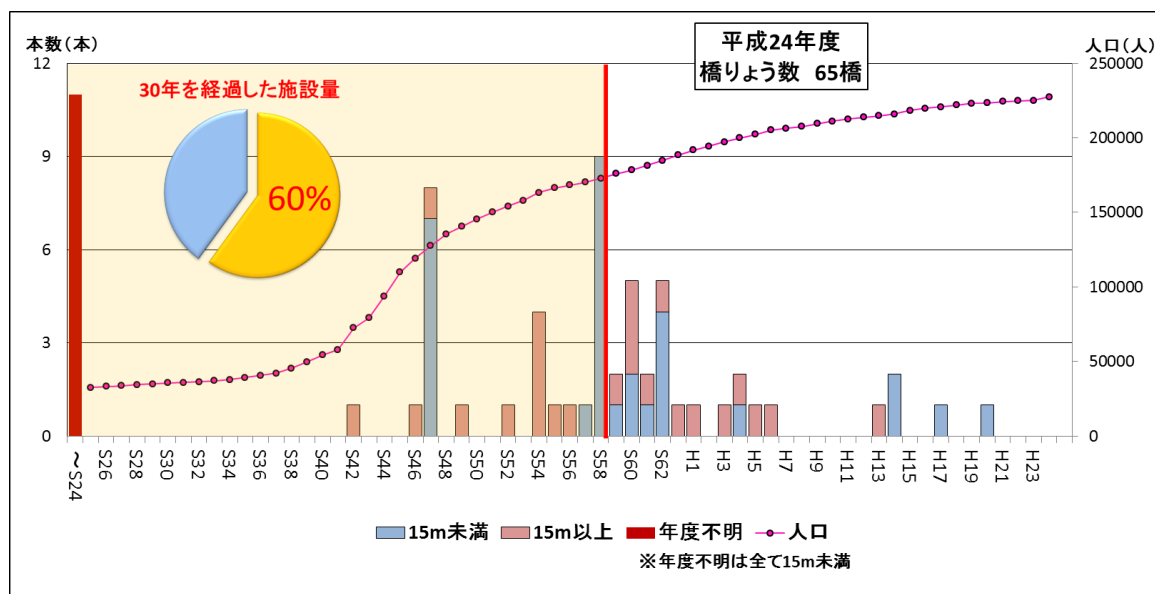
2) 道路・橋りょう

道路は、約 22%が整備から 30 年を経過しており、平成 15(2003)年頃まで市街地整備の進捗に伴ってほぼ一定のペースで整備が進められてきたことから、今後この数字は毎年増加していくと見込まれます。



図表 2-6 道路の年度別整備状況と経過年数

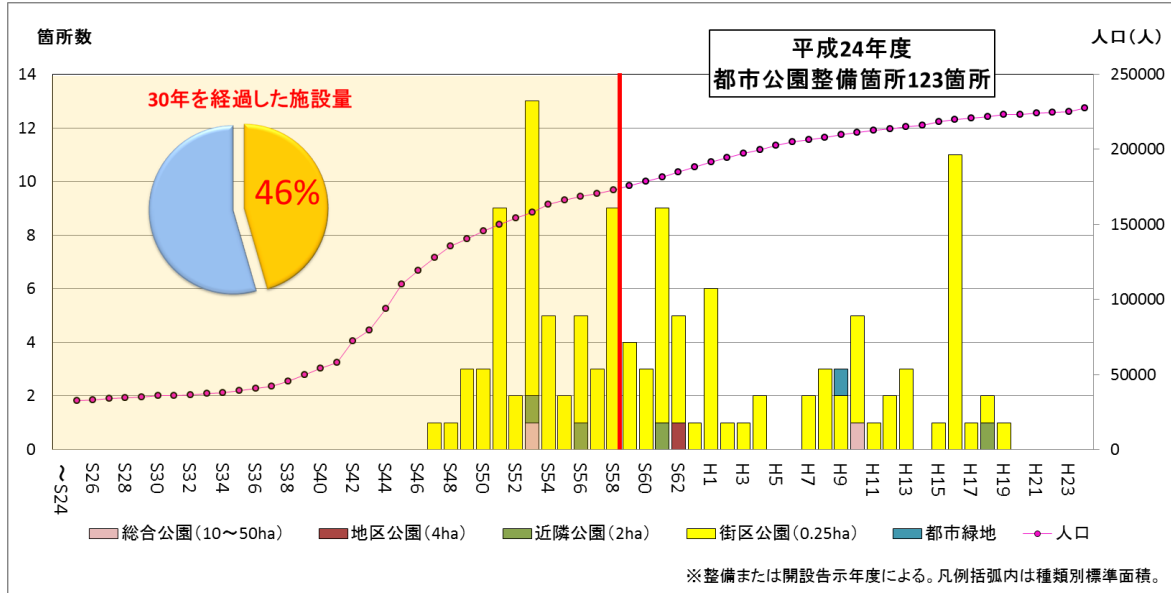
また、橋りょうは、約 60%が整備から 30 年以上経過しており、道路と比べて老朽化が進行しています。



図表 2-7 橋りょうの年度別整備状況と経過年数

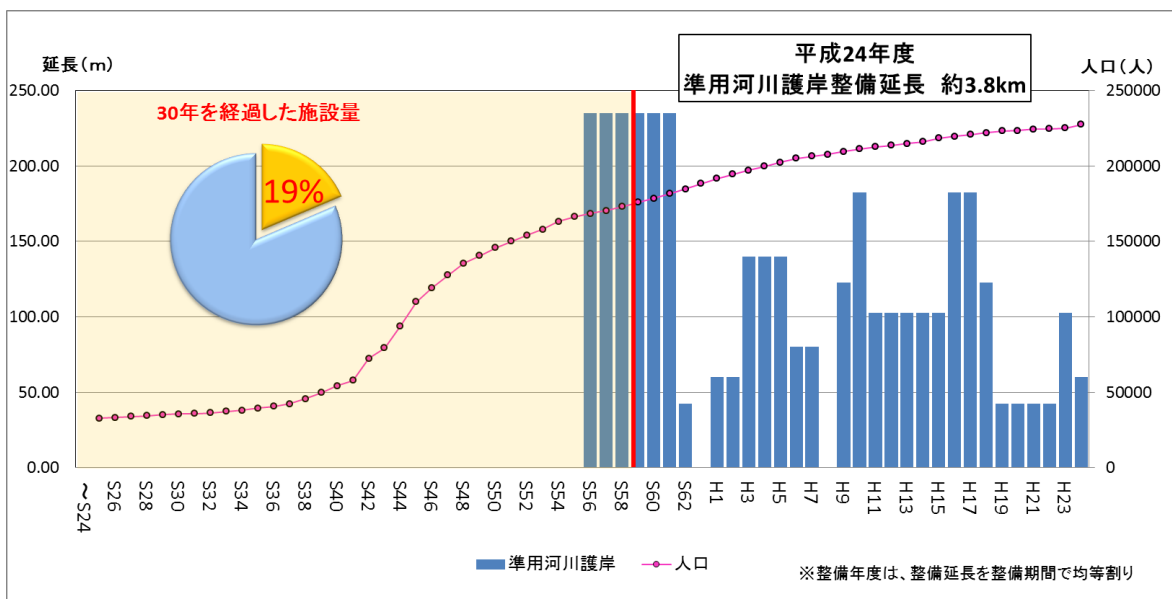
3) 公園

都市公園 123 施設の整備面積について見ると、約 46%が整備から 30 年を経過しています。公園自体は、経過年数の影響を受けにくい施設ですが、管理棟や公衆トイレ等の公園施設は、それぞれ相応の老朽化が進んでいると考えられます。



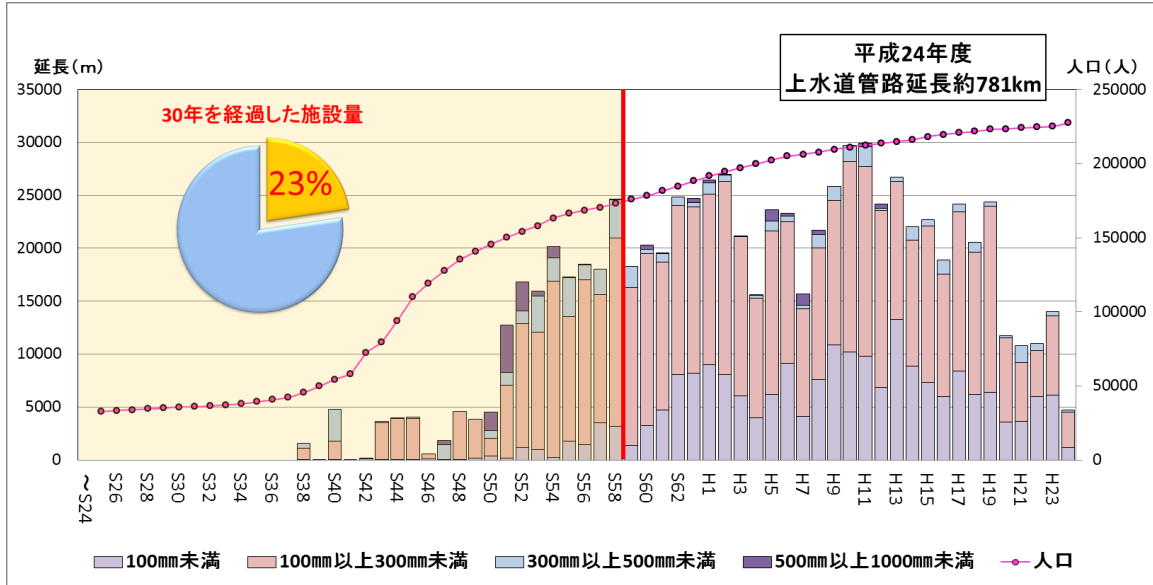
4) 河川

河川施設のうち、準用河川の護岸に着目すると、約 19%が整備から 30 年を経過しており、整備が継続して進められている状況を考慮すると、今後この数字は毎年増加していくと見込まれます。



5) 上水道

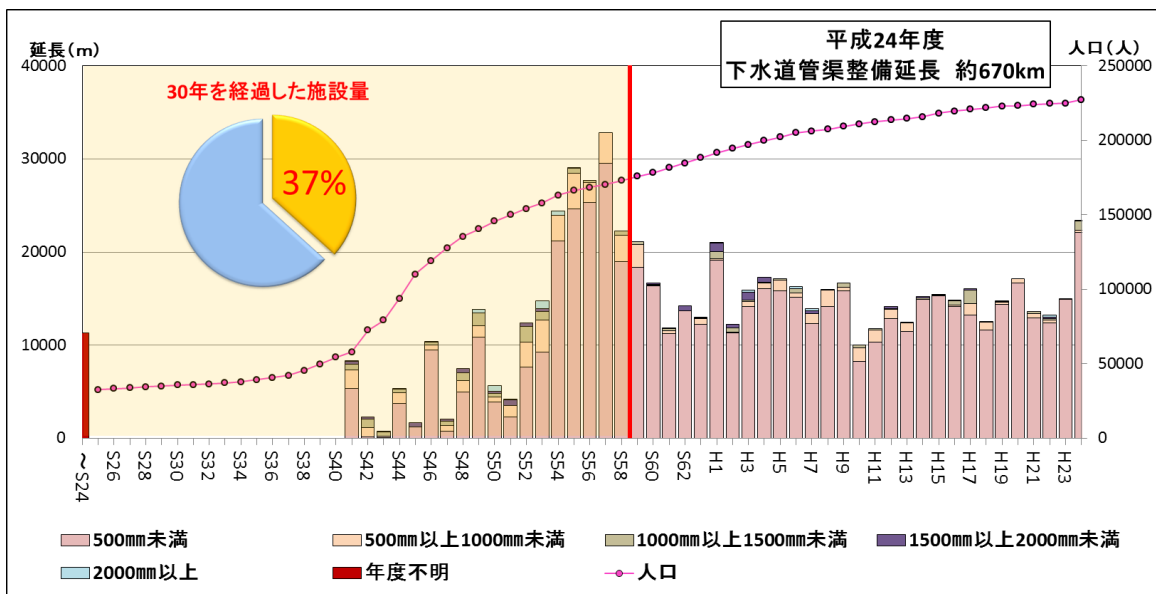
上水道の配水管は、約 23%が整備から 30 年を経過しており、その後も一時的な減少が見られるものの、平成 19(2007)年頃まではほぼ一定のペースで整備が進められてきたことから、今後この数字は毎年増加していくと見込まれます。



図表 2-10 上水道配水管の年度別整備状況と経過年数

6) 下水道

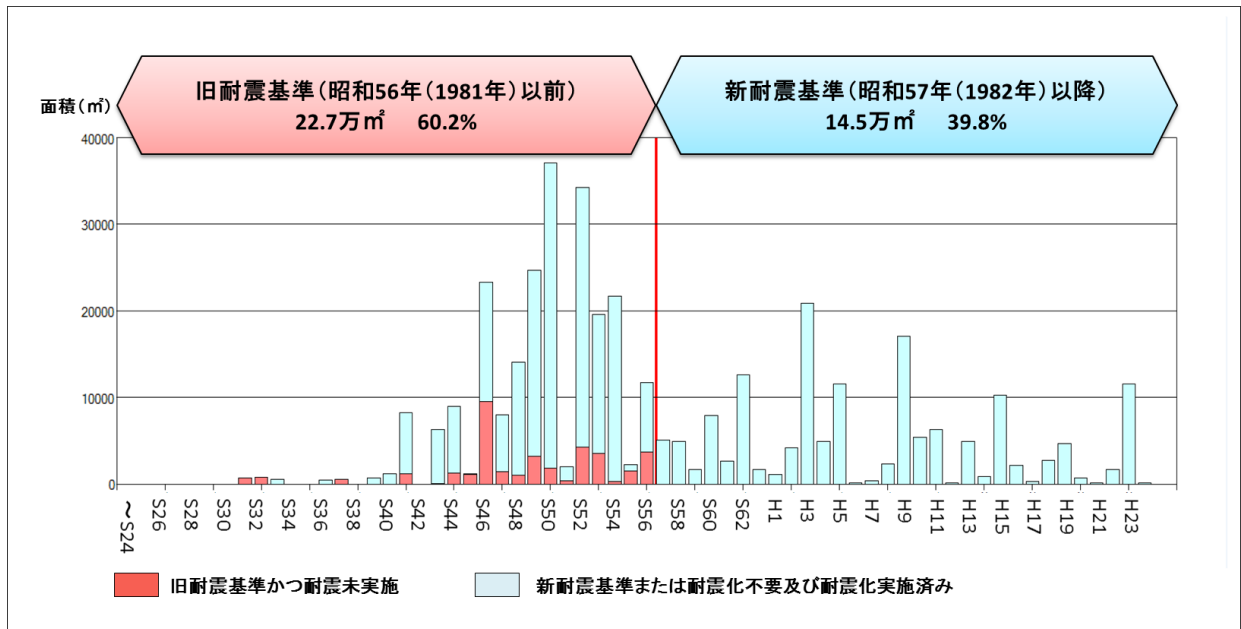
下水道の管渠は、約 37%が整備から 30 年を経過していますが、現在まで市街地整備の進捗に伴ってほぼ一定のペースで整備が進められてきたことから、今後この数字は毎年増加していくと見込まれます。



図表 2-11 下水道管渠の年度別整備状況と経過年数

(3) 耐震化の状況

本市の公共施設等のうち公共建築物については、昭和 56(1981)年以前の旧耐震基準の施設が全体の約 60%を占めています。学校を優先した耐震化工事の進捗により、平成 24(2012)年度末時点では学校教育施設の約 9 割で耐震化が進み、その他の公共建築物でも順次耐震化を進めています。



図表 2-12 公共建築物の耐震化の状況

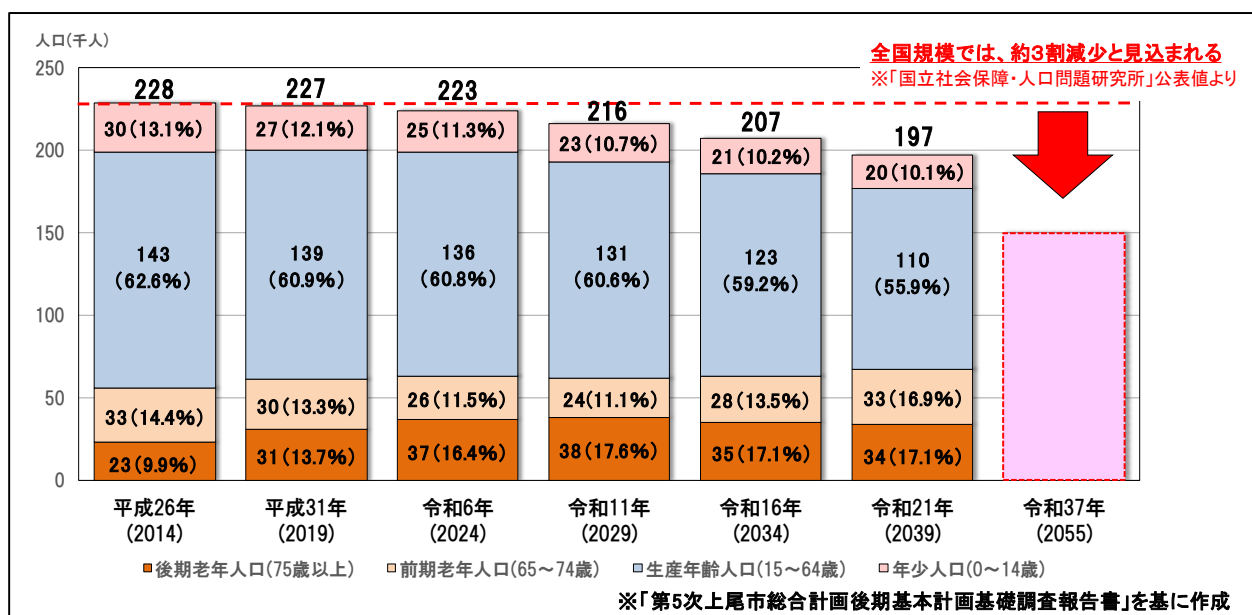
一方、都市基盤施設については、上水道で耐震管の導入を進めているほか、その他の施設類型においても順次耐震化に向けた取り組みを進めています。

2. 人口の見通し

本市の人口は、昭和40年頃から昭和50年代末までの約20年間で3倍に増加し、その後も増加を続け、平成26(2014)年10月1日時点の住民基本台帳による人口は228,040人、世帯数は96,095世帯となっています。

しかし、「第5次上尾市総合計画後期基本計画基礎調査報告書」(平成26(2014)年から令和21(2039)年まで推計)によれば、本市の人口は、現在分岐点に差し掛かっていると見られており、今後は減少に転じると見込まれています。また、平成26(2014)年と令和21(2039)年との人口構成比較では、65歳以上の老年人口の割合が約10%増加する一方で、生産年齢人口が約7%、年少人口が約3%減少すると見込まれています。

本計画の最終年である令和37(2055)年の推計について、国立社会保障・人口問題研究所の全国推計では、平成26(2014)年と比べて約3割減少すると見込まれており、本市においても一定規模で人口が減少すると考えられます。

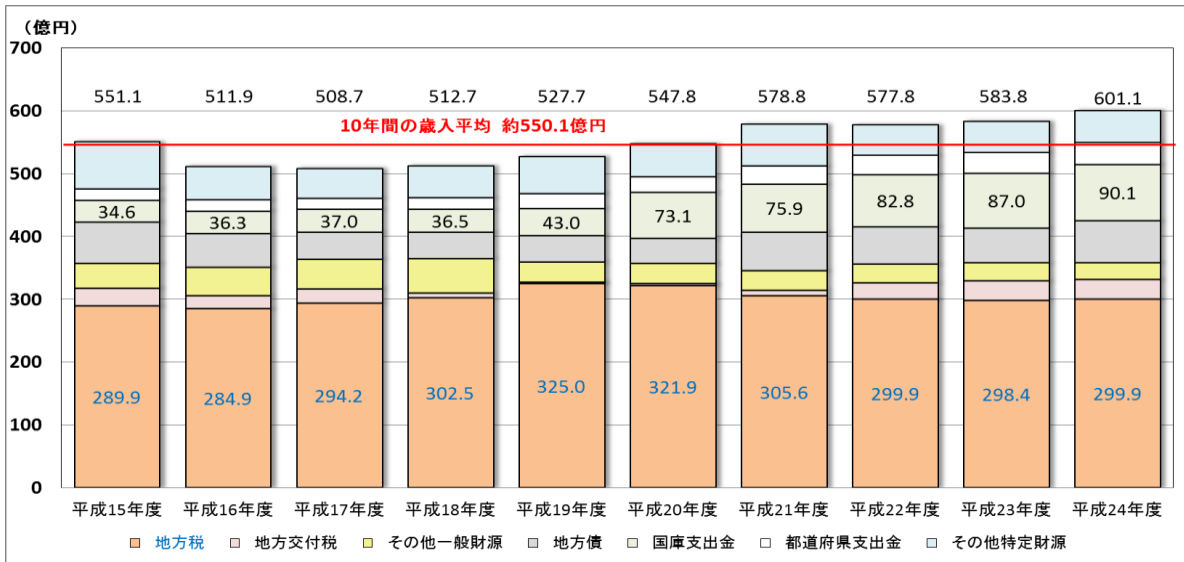


図表 2-13 年齢区分別人口推計

3. 財政状況

(1) 歳入の状況

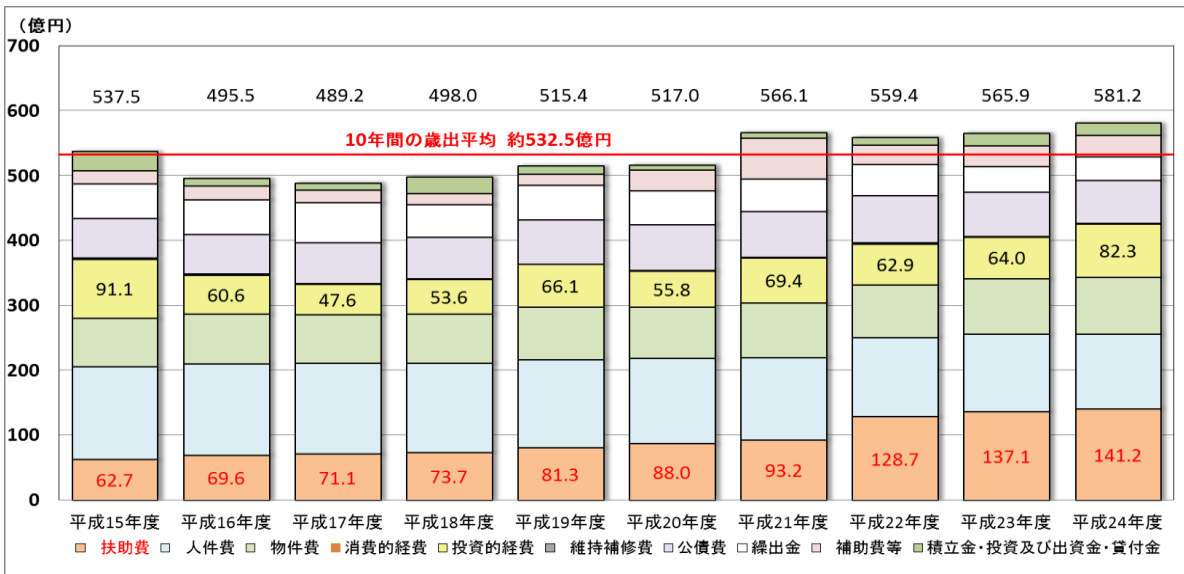
歳入は平成 18(2006)年度から増加傾向ですが、国の経済対策や災害支援、社会保障関係費の増に伴う国庫支出金の増加によるもので、自主財源の市税（地方税）は減少傾向であり、中長期的に生産年齢人口の減少が見込まれる中、市税の増加は期待できない状況にあります。



図表 2-14 歳入決算額（一般会計）の推移

(2) 歳出の状況

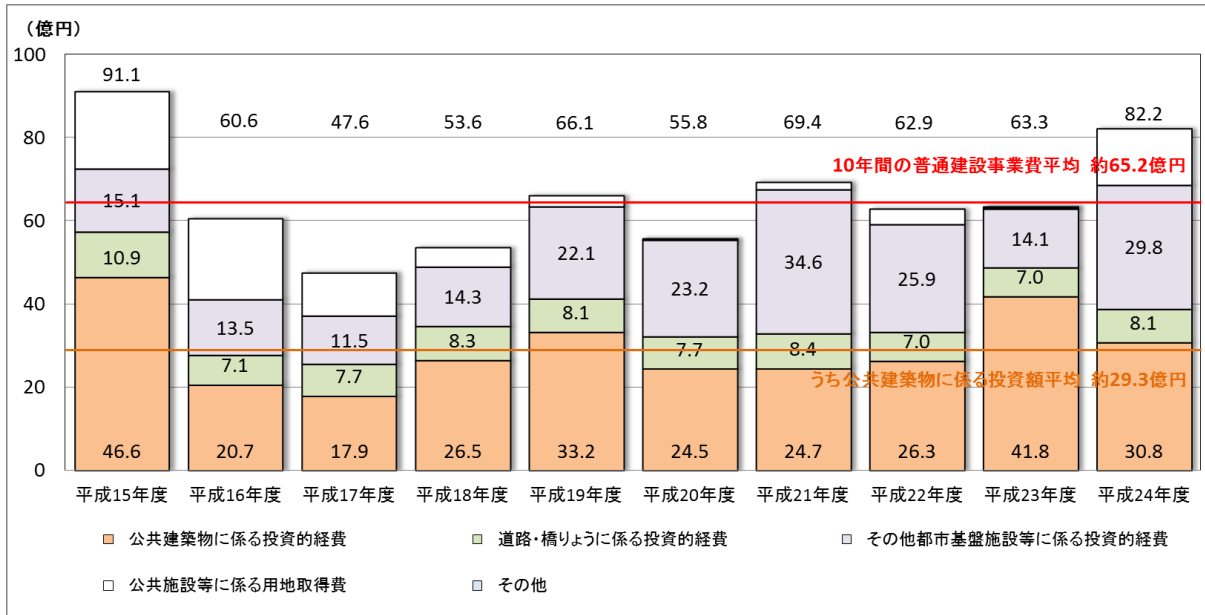
歳出は、扶助費の増加が顕著で、歳出に占める割合は平成 15(2003)年度の 11.7%から平成 24(2012)年度では 24.3%まで上昇しています。少子高齢化の進展に伴い、この傾向は今後もより強まっていくと考えられます。一方、普通建設事業費や災害復旧事業費を含む投資的経費の歳出に占める割合は、平成 15(2003)年度が 16.9%、平成 24(2012)年度では 14.1%と減少傾向となっています。



図表 2-15 歳出決算額（一般会計）の推移

(3) 公共施設等に係る経費の状況

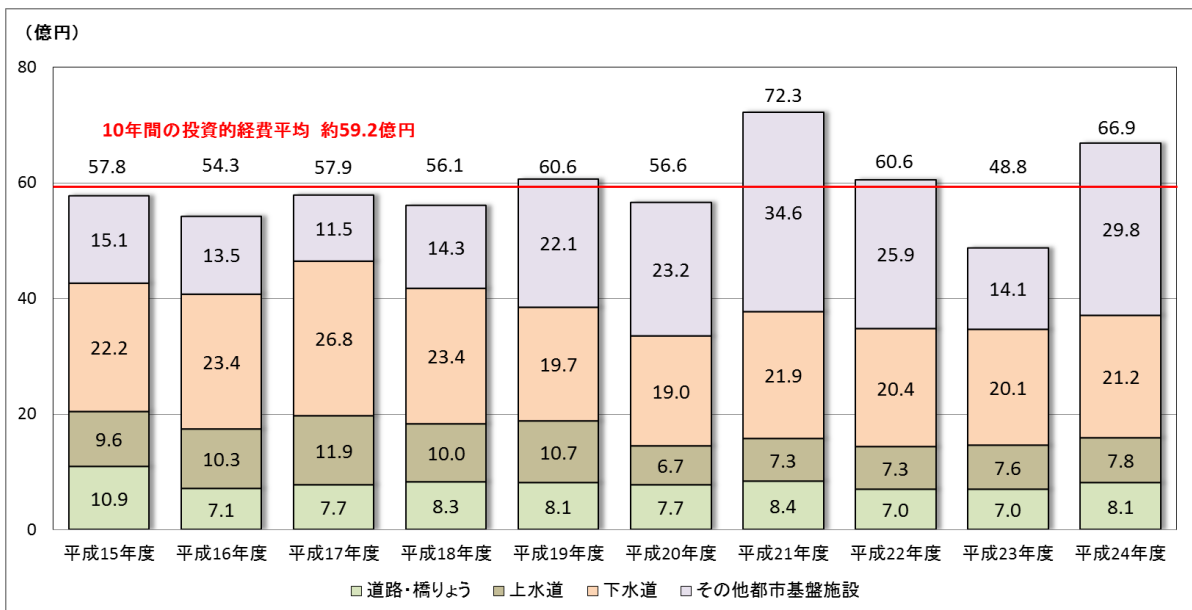
投資的経費のうち公共施設等の整備に係る財政支出である普通建設事業費は、過去10年間の平均で約65.2億円となっています。このうち、公共建築物に対する投資額は同じく過去10年間の平均で約29.3億円となっています。



図表 2-16 普通建設事業費（一般会計）の推移

都市基盤施設に係る財政支出については、一般会計の都市基盤施設に係る投資額のほか水道企業会計及び公共下水道事業特別会計も合わせて考慮すると³、この過去10年間の平均は約59.2億円となっています。

³ 水道企業会計は投資的支出である「建設改良費」を、公共下水道特別会計は「事業費」をそれぞれ投資的経費とした。



図表 2-17 都市基盤施設に係る投資的経費の推移

4. 公共施設等に係る中長期的な経費の見込み

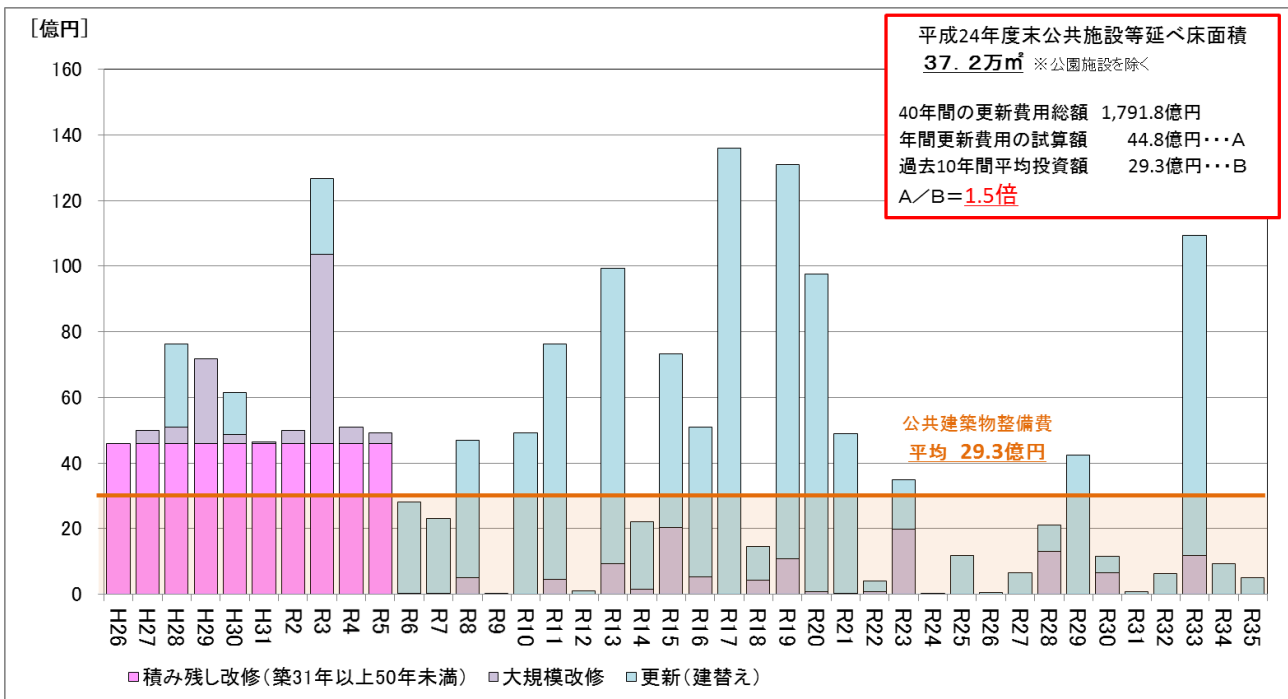
(1) 公共建築物の更新等費用の見通し

公共建築物の建替え及び大規模改修費用について、平成 24 年度固定資産台帳を基に一定の条件⁴で試算した結果、現行の規模で維持し続けると仮定した場合に必要な財政支出は、今後 40 年間で約 1,792 億円、年平均約 45 億円になると見込まれます。

この数字は新規整備分を含んでいないにもかかわらず、過去 10 年間の公共建築物に係る投資的経費（図表 2-16 参照）の年平均約 29.3 億円の約 1.5 倍になります。また、積み残し改修（適正な保全に必要な大規模改修未実施分への対応）や建替えがそれぞれ一定期間に集中し、特に建替えについては、令和 20 年前後にピークに達すると見込まれています。

⁴ 試算は、平成 24 年度固定資産台帳から抽出した「建物」資産のうち、市民球場や管理棟などの公園施設や河川・上水道・下水道のポンプ場などを除く公共建築物を対象とし、平成 26 年から令和 35 年までの 40 年間について次の条件で行った。

算出方法：建設年度ごとの延べ床面積×建替え・大規模修繕単価
 単価：「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」（財団法人自治総合センター）掲載の先進事例実績値
 設定：30 年目で大規模改修、60 年目で建替えを実施。過去の大規模改修の積み残しを 10 年で解消。



図表 2-18 公共建築物の更新費用予測

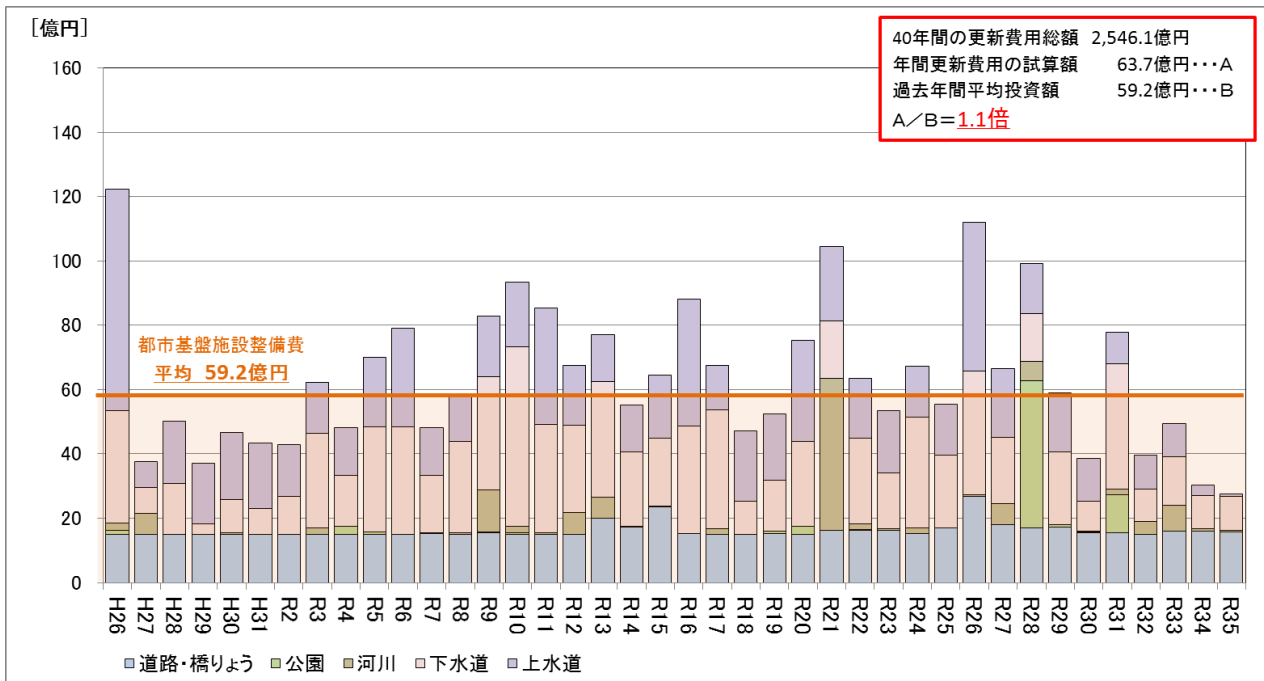
(2) 都市基盤施設の更新等費用の見通し

都市基盤施設について、平成 24 年度固定資産台帳及び上尾市水道事業年報の数値を基に施設類型ごとに条件設定⁵をして試算した結果、必要となる財政支出は今後 40 年間で約 2,546 億円、年平均約 63.7 億円になると見込まれます。

この数字は新規整備を含んでいないにもかかわらず、過去 10 年間の都市基盤施設に係る投資的経費（図表 2-17 参照）の年平均約 59.2 億円の 1.1 倍となります。これまでの都市基盤施設に係る投資額のほとんどが新規整備に充てられてきた状況や今後の整備計画等を考慮すると、実態はこの倍率以上になると考えられます。

⁵ 試算は、平成 24 年度固定資産台帳及び上尾市水道事業年報から抽出した都市基盤施設の各施設類型をそれぞれ対象とし、平成 26(2014)年から令和 35(2023)年までの 40 年間について次の条件で行った。

- 道路： 整備面積÷舗装更新年数 15 年×更新単価（「道路統計年報 2009」（全国道路利用者協会）掲載）
ポンプ等附属物等は、個々の施設別に、取得価格（不明な場合は形状分類による単価）に基づく更新費用と耐用年数に基づく更新時期を設定。
- 橋りょう： 整備面積×構造別更新単価（「道路橋年報」（平成 19・20 年度版）掲載）、建設から 60 年目で更新を実施。
歩道橋等は、個々の施設別に、取得価格に基づく更新費用と耐用年数に基づく更新時期を設定。
- 公園： 取得価格（不明な場合は、公共建築物と同様に「地方公共団体の財務分析等に関する調査研究報告書」（財団法人自治総合センター）掲載の先進事例実績値を準用）に基づく更新費用と更新時期を設定。
- 河川： 暗渠施設は、形状ごとに分類して更新単価（布設費用を積み上げ、撤去費を考慮）を設定。
ポンプ場およびポンプ等附属物は、個々の施設別に、取得価格（不明な場合は形状分類による単価）に基づく更新費用と耐用年数に基づく更新時期を設定。
- 上水道： 管路は、整備延長×管径別更新単価（上下水道部のアセットマネジメントの取組みにおける更新単価（配水管φ80mm以下はφ75mm単価を適用））、建設から 40 年目で更新を実施。
浄水場等は、上下水道部のアセットマネジメントの取組みにおける更新費用を適用。個々の施設別に、耐用年数に基づく更新時期を設定。
- 下水道： 管路は、整備延長×管径別更新単価（「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説」（平成 20 年 9 月））、建設から 50 年目で更新を実施。
ポンプ場等は、個々の施設別に、取得価格に基づく更新費用と耐用年数に基づく更新時期を設定。



図表 2-19 都市基盤施設の更新費用予測

(3) 公共施設等全体の更新等費用の見通し

今後40年間の公共建築物と都市基盤施設を合わせた公共施設等全体の更新費用予測額は、約4,338億円となり、過去10年間の投資額平均から試算した投資額3,540億円を約798億円上回ることとなります。

(4) 公共施設マネジメントの目標値

更新等費用の見通しを踏まえて、上尾市の公共施設マネジメントの目標を次のとおり設定し、削減した費用を公共施設マネジメントの効果額とします。

- 公共建築物は、40年間で経費の35%を削減する。
- 都市基盤施設は、40年間で経費の10%を削減する。

第3章 公共施設マネジメントの方針

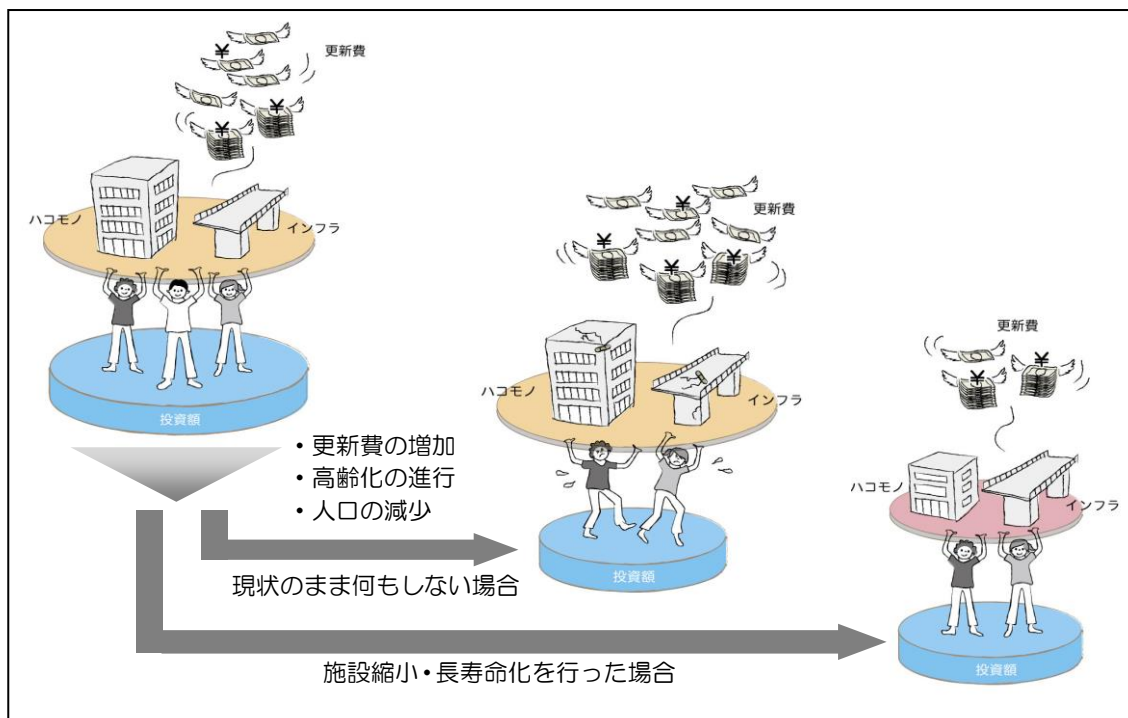
1. 現状や課題に関する基本認識

上尾市が置かれている人口や財政などの現状を踏まえると、公共施設等をこれまでと同じ規模や手法で整備・維持管理していくことは現実的ではありません。

公共建築物の更新費用予測から、建替えや大規模改修にかかる経費は、従来の投資水準の1.5倍に上ると見込まれますが、これは仮に新規整備を一切行わないとしても、現在の7割弱しか施設を維持できないことを示しています。さらに集中する建替え需要は、単年度で投資できる水準をはるかに超えており、結果として老朽化を放置する危険性につながります。

このことは都市基盤施設においても同様であり、縮小傾向にあるものの、現在も新規整備が進められていることから、将来にわたって一層厳しい状況になっていくと考えられます。

このような状況を回避するためには、聖域を設けず維持すべき施設を峻別し、建替えや維持管理にかかるコストを削減・平準化していかなければなりません。具体的には、統廃合や再配置による施設総量の縮減や適切な保全による長寿命化、広域連携、民間活力（PFI・PPP等）の積極的な導入、さらには整備計画等の抜本的な見直しなど効果的な手法を効率的に実施していくことが求められます。そのため、中長期的視点をもって総合的かつ計画的に取り組むための公共施設マネジメント体制の確立が急務となっています。



図表 3-1 公共施設等の現状と課題

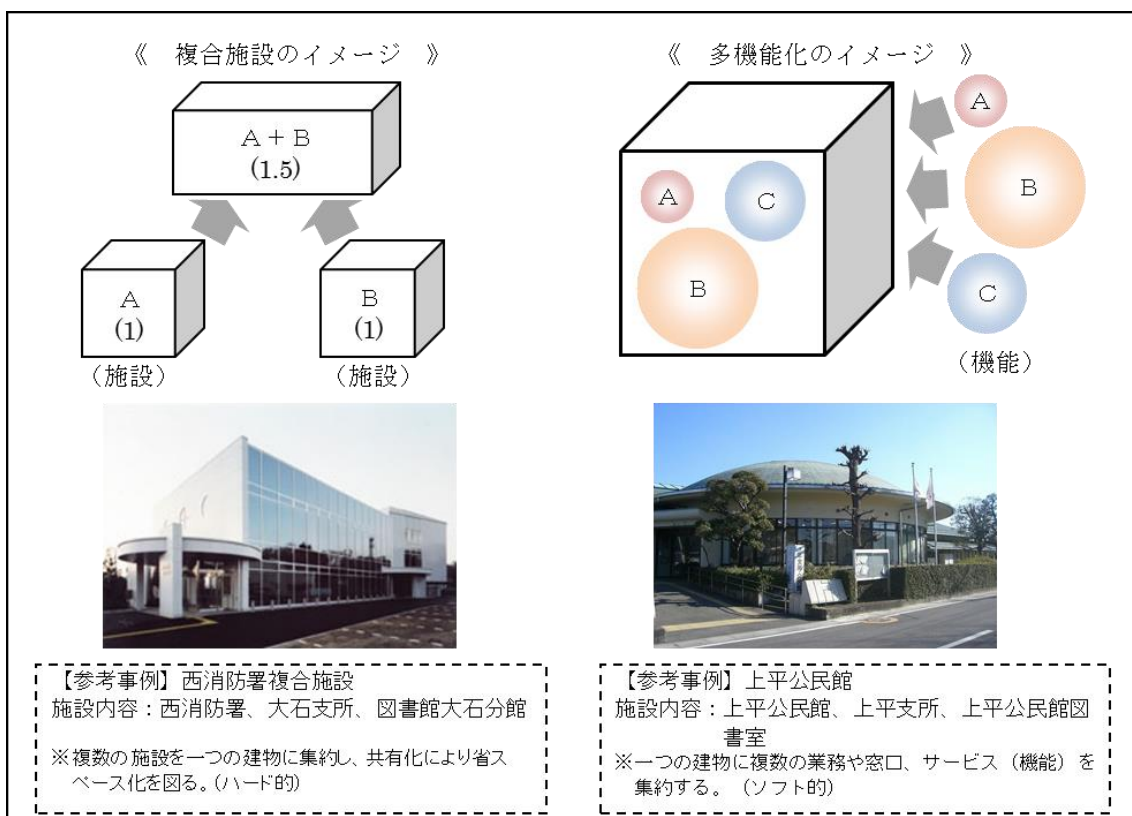
2. 上尾市における公共施設マネジメントの原則

公共建築物（ハコモノ）における原則

施設の複合化や多機能化及び更新の際に必要とされる機能の峻別と補完により総量を縮減し、新規整備は抑制する。

建物ありきではなく、個別施設それぞれに必要とされる機能面を重視し、不要または他の公共施設と統合・多機能化を図れる機能についてはこれを削減し、公共建築物の総量を減らしていくマネジメントを推進します。

また、施設類型ごとの現状と課題を把握し、地域特性や各施設間での連携や補完を念頭に置きながら、必要最小限の予算によるマネジメントを行います。



図表 3-2 公共建築物の総量縮減方法（イメージ図）

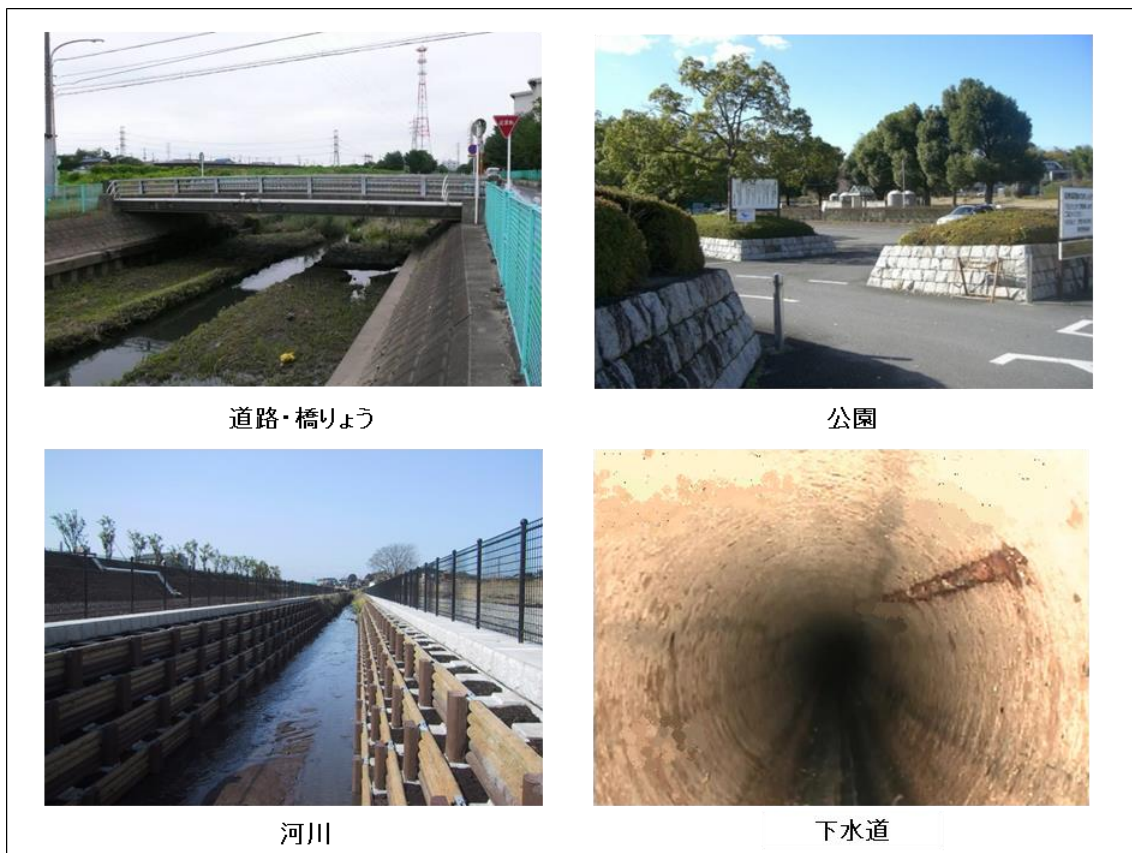
都市基盤施設（インフラ）における原則

ライフラインの確保を最優先とし、効率的に長寿命化を進め、経費の縮減と平準化を図り、都市基盤施設の新規整備・改修・更新を実施する。

都市基盤施設は、道路・橋りょうをはじめ、公園、河川、上水道、下水道など多種多様な施設類型を含みます。水道や道路等のライフラインは、市民生活を支える欠くことのできない施設であり、老朽化による稼働不能や重大な事故を未然に防止しなければなりません。

都市基盤施設は、その性質上、公共建築物のような新たな構造物への置き換えといった更新が物理的・経済的に難しく、また機能面からも再配置や統廃合といった合理化が現実的ではありません。

以上のことから、都市基盤施設についてはライフラインの確保を最優先としながらも、効率的な長寿命化により可能な限り既存施設の供用を継続し、新設・改修・更新にかかる経費については、徹底した縮減と中長期的な分散による集中の抑制を図ります。



図表 3-3 都市基盤施設の例

3. 公共施設マネジメントの基本方針

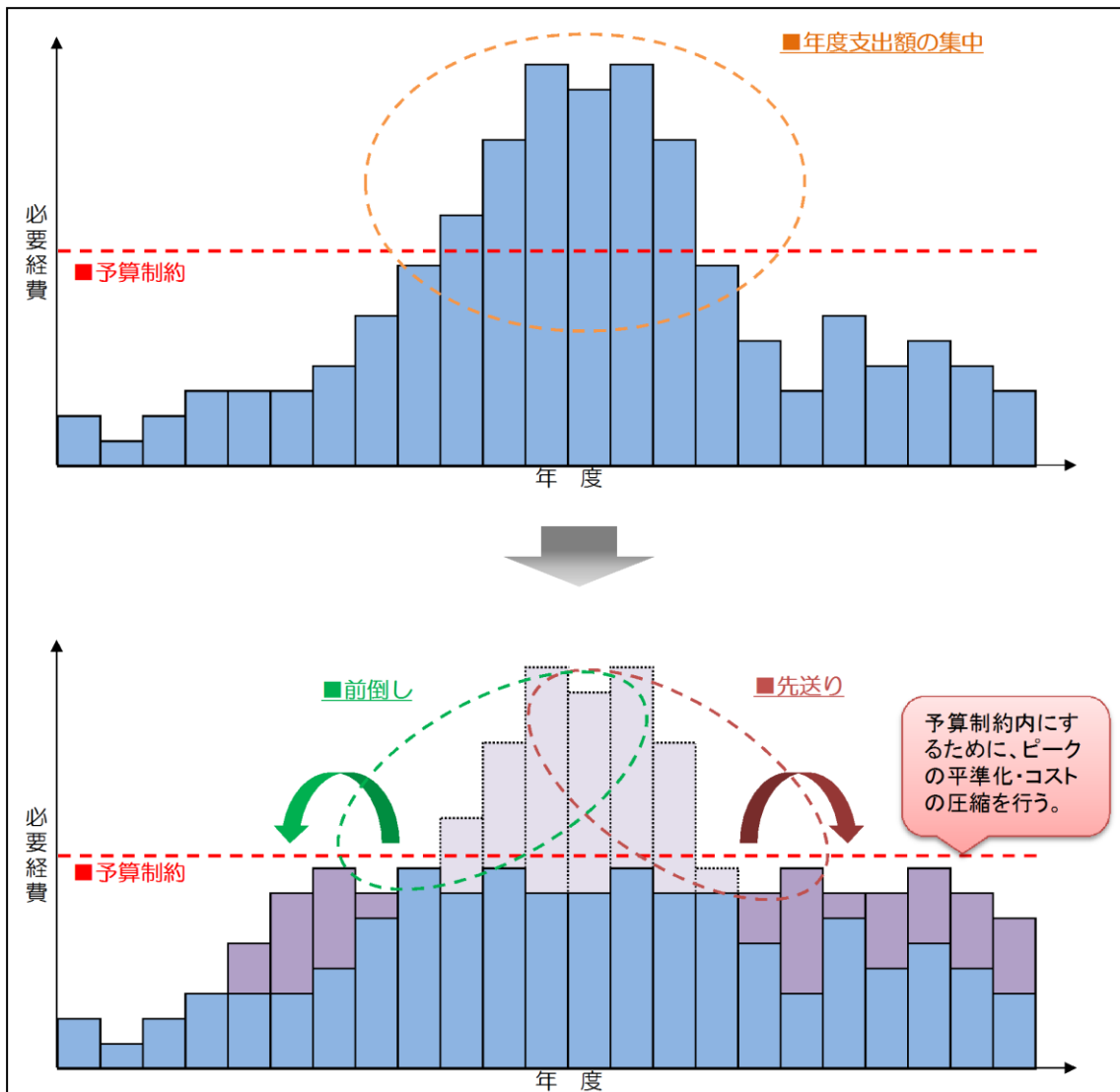
(1) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

1) 計画的な維持管理と修繕

公共施設等を安心・安全に維持していくためには、中長期的に維持管理と保全にかかる経費を縮減させていくとともに、年度ごとの予算も可能な限り平準化させる必要があります。そのためには、維持管理と保全にかかる経費そのものを抑え、中長期にわたる計画的な保全の実施により突発的な改修工事等を抑制していきます。

さらに、施設の耐用年数を延ばす長寿命化や点検・診断等の結果を踏まえた経済的かつ適切な保全と優先順位を踏まえた更新時期の選定、民間活力の積極的な導入などにより公共施設等にかかるトータルコストの縮減を図ります。

また、地方債などの充当可能な財源を積極的に活用することで、トータルコストの平準化を図ります。



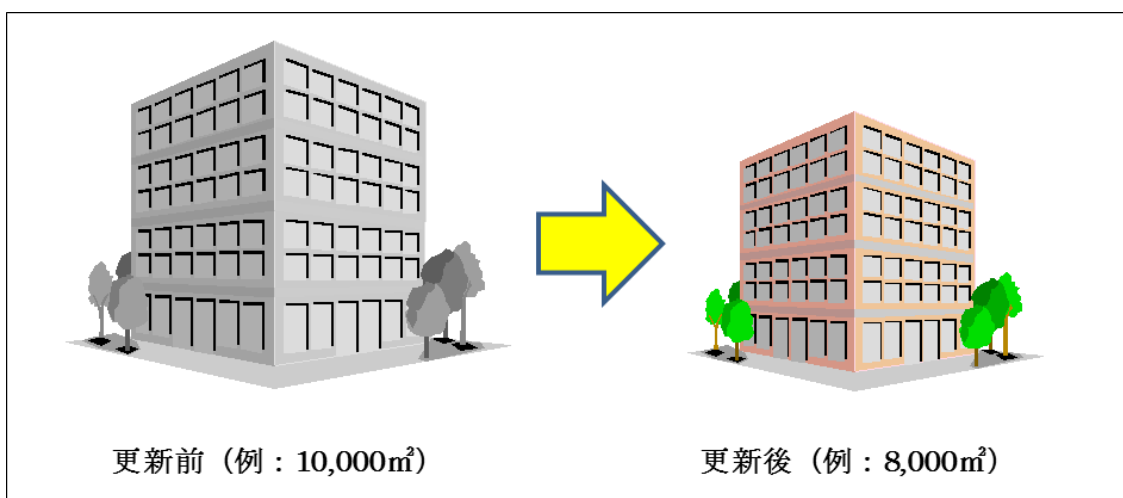
図表 3-4 年度支出額の平準化 (イメージ図)

2) 適切な更新計画

ア) 公共建築物

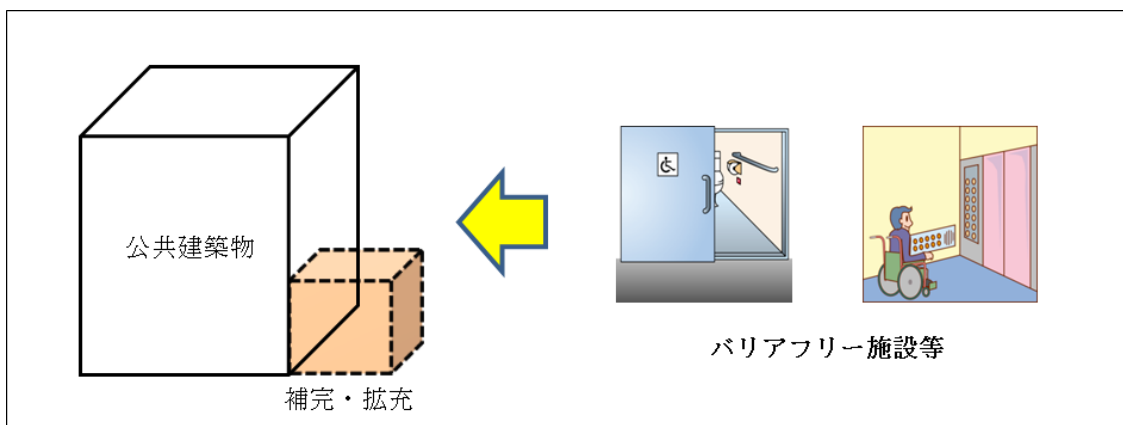
公共建築物の更新（建替え）については、全体的な総量縮減を図るため、必要とされる部分のみを対象とし、原則として現状の規模と同等以下とします。

また、施設の個別の更新計画の策定に当たっては、近隣施設や類似施設との機能統合を推進し、複数施設の統合による総量の削減を図るとともに、建設コストや運営経費の大幅な削減に有効と考えられるPFI・PPPの導入を積極的に進めるなど経費の削減を前提とします。さらに、近隣市町との広域連携による施設の共有化や民間サービスの活用による建替えに頼らない手法についても積極的に検討します。



図表 3-5 公共建築物の更新（イメージ図）

ただし、全ての公共建築物の更新において、一律に面積縮小を義務付けるということではなく、本来必要な機能の補完や社会情勢の変化に伴って必要とされる機能の拡充については、規模の拡大も可能とします。例えば、バリアフリー法に基づく多機能トイレやエレベーターの追加、ユニバーサルデザイン化を推進するための授乳室の整備などがこれに当たります。

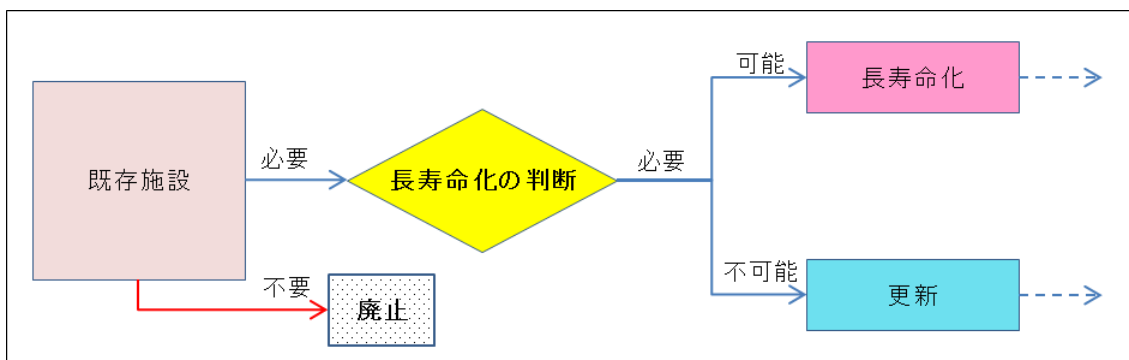


図表 3-6 機能の補完・拡充（イメージ図）

施設個々の具体的な更新計画については、原則として長期的な視点による基本計画で定める行程に沿って、実施計画において策定します（図表 1-4 参照）。これにより、中長期的視野に立った計画立案が可能となり、PFI・PPPの導入検討が容易になるほか、公共建築物全体の更新の集中を調整することが可能となります。

イ) 都市基盤施設

都市基盤施設は、原則として適切な保全による既存施設の長寿命化を図りますが、全ての施設について網羅的に実施するのではなく、中長期的な需要予測等に基づき、長寿命化が不可能と判断された施設を含めて対象を峻別することが前提となります。また、既存の新規整備計画についても適宜見直しを行い、将来的に維持管理不能となることのないよう総量の最適化を図ります。



図表 3-7 都市基盤施設の総量最適化の考え方

個別施設の具体的な長寿命化等の計画については、施設類型ごとに長期的な視点による基本計画で定める行程に沿って、実施計画において策定します。ただし、工事の実施時期等については、都市基盤施設全体で総合的に調整、判断します。

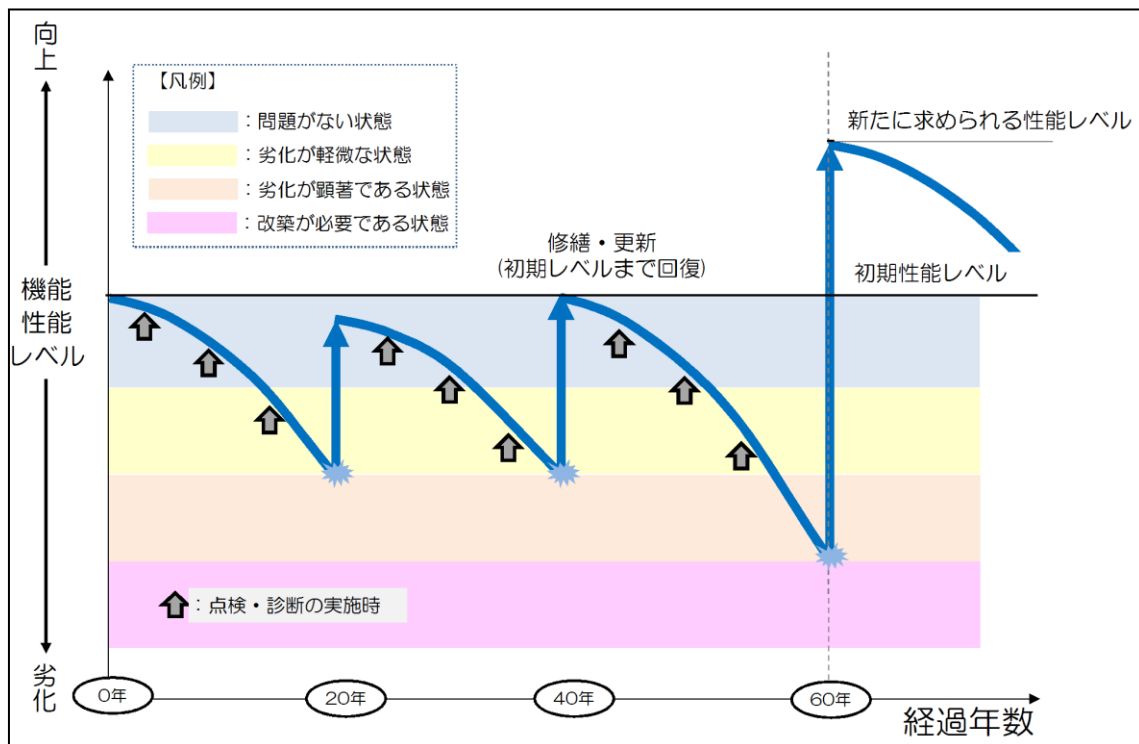
計画策定に当たっては、合理的かつ効果的な視点に立って、中長期的にトータルコストを考慮した工事方法を選択し、また、新技術の導入、設計施工一括方式や包括管理委託などの公民連携による経費削減方法についても積極的に導入します。

(2) 点検・診断等の実施方針

公共施設等の機能を可能な限り少ない経費で長期間維持させるために、定期的な点検・診断等による施設状態の詳細な把握と部位ごとの耐用年数の延長を図り、結果的に物理的な供用限界まで施設を維持します。

点検・診断等で得られたデータは履歴として集積・蓄積し、個別施設情報として共有化を図るとともに、最終的には、これらのデータを公共施設等の長期保全計画に反映させ、最も経済的な更新時期や修繕・改修時期を判断する基礎資料とします。

点検・診断等を行う個別施設については峻別を行い、明らかに更新が不要な施設や規模が小さく必要に応じて行う事後保全により対応可能な施設は対象から除外することで、点検・診断の精度向上を図ります。



図表 3-8 予防保全の考え方 (イメージ図)

(3) 安全確保の実施方針

点検・診断等によって高度の危険性が認められた施設や、老朽化等により供用停止または放置され利用見込みのない施設については、安全の確保を優先させ、特に学校や福祉施設など多くの市民が利用する施設は、緊急的・優先的に対策を講じます。

例えば、外壁の老朽化による落下事故や設備の劣化による飲料水等への不純物の混入、道路の陥没、河川の護岸崩壊、橋桁の腐食など高度の危険性が認められるものは、速やかに利用を停止するなど市民の安全を確保したうえで早急に対処します。

また、今後も利用見込みもなく放置された施設については、侵入防止などの応急措置を行い、早期に除却を行います。



図表 3-9 緊急性のある現場の例

(4) 耐震化優先の実施方針

1) 公共建築物の耐震化

公共建築物の耐震化（昭和 56 年以前の旧耐震構造の耐震補強工事）は、市民や職員をはじめ施設に係る人々の地震時の安全確保が目的です。したがって、民間サービスの活用や施設の統廃合を検討し、当該施設を存続すると判断した場合には、学校施設は「上尾市立学校施設耐震化計画」（平成 27 年度完了）、その他の公共建築物は「上尾市建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断及び耐震補強を進めます。また、補強工事は、施設の構造や想定される使用期間、使用目的等に応じて適切な工法を選択します。



図表 3-10 耐震性向上の施工（公共建築物の例）

2) 都市基盤施設の耐震化

都市基盤施設の多くはライフラインとして市民生活に直結しており、これら施設の地震による被害を最小限に抑えることは市民の安心の確保につながります。また、道路や橋りょう等は地震による施設の崩壊が人命につながる重大な事故に発展する危険性が高いため、安全の確保の観点からも優先的に耐震化その他必要な対策を進めていきます。

なお、都市基盤施設は施設類型ごとの形状や構造が異なるため、具体的な方策は個別施設管理計画において個々に定めるものとします。



橋脚の耐震補強

耐震管

図表 3-11 耐震性向上の施工（都市基盤施設の例）

(5) 長寿命化の実施方針

1) 長寿命化の目的

財務省令「減価償却資産の耐用年数による省令」により、法定耐用年数は鉄筋コンクリート（以下、「RC」という。）造の建築物、橋りょう等で50年と定められています。これは税務上の扱いであり、通常RC造の躯体が50年程度で寿命を迎えることはありません。コンクリートのひび割れや鉄筋の一部の錆発生も適切な時期に改修することで、構造的な限界まで寿命を延ばすことが可能です。

上尾市では、公共施設等に必要とされる機能が維持できなくなる限り、物理的な供用限界（構造的耐用年数）まで施設を使い切ることにより、公共施設等全体の維持管理にかかるコストを削減します。

長寿命化工事は、旧耐震構造の躯体の耐震補強や付属する電気設備、機械設備、屋根、外壁など部位ごとの点検等調査結果を基に、それぞれ最適な改修時期を選定して実施します。これにより、必要最低限の経費での長寿命化が可能となります。



図表 3-12 長寿命化工事の例

2) 上尾市における耐用年数の考え方

ア) 構造的耐用年数

材料・部品・設備が劣化して性能が下がることによって決定される年数であり、構造的な供用限界として位置付けます。ただし、建設材料が低品質であったり、建設段階での品質管理が不十分または建設後に激しい劣化環境にさらされたりすると早期に劣化が進行し、物理的な耐用年数が短くなってしまいます。

イ) 機能的耐用年数

各施設が時代の変遷と共に期待される機能を果たせなくなってしまうことで決定される年数であり、機能的な使用限界として位置付けます。しかし、機器類の更新等、技術的に機能を向上させることも可能であるため、一律に年数を定めることはできません。逆に機能回復のための更新費用との費用対効果の判断が重要です。

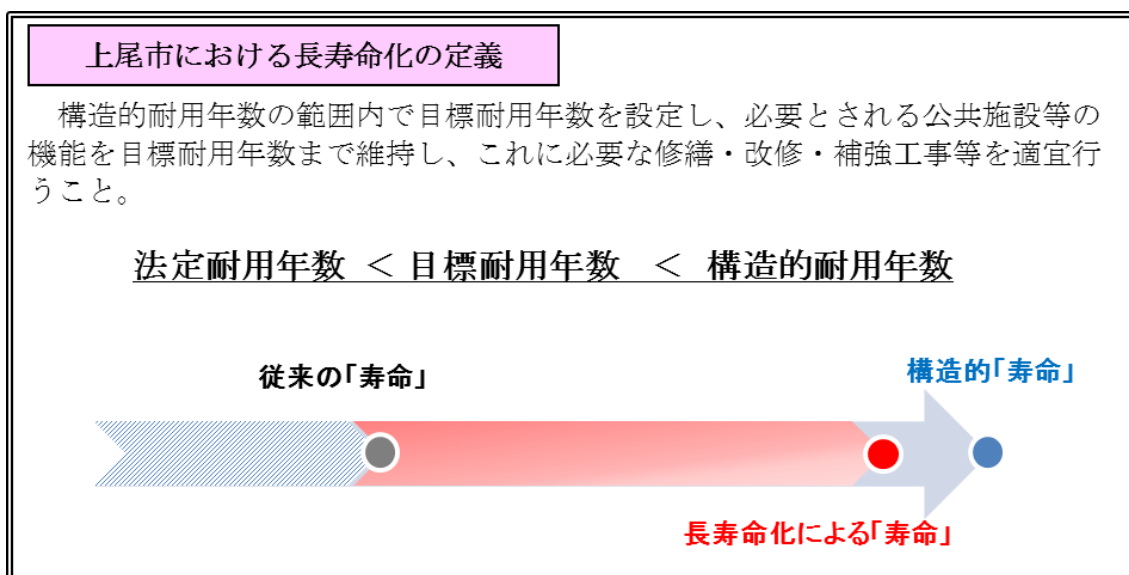
ウ) 目標耐用年数

対象となる施設をいつまで供用し続けるかについて、構造的耐用年数を基にして設定した目標値であり、公共施設等の使用期間の目標年数です。

エ) 法定耐用年数

財務省令によって定められた税務上の減価償却率を求めるための基となる年数です。

上尾市では、これら複数ある耐用年数との関係から長寿命化を次のように定義します。



図表 3-13 長寿命化の定義

3) 長寿命化に適さない公共建築物

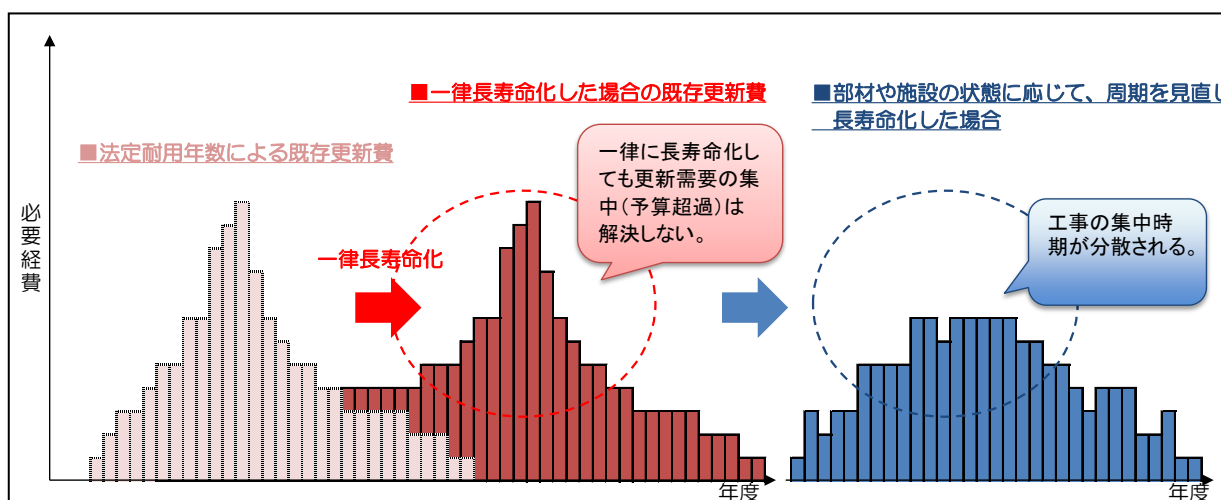
R C等構造体の劣化の程度により、長寿命化工事に係る経費より建替えの方が経済的な場合、構造体が健全でも地盤沈下や風水害等の影響が大きい立地の場合などは、長寿命化に適しないと判断する場合があります。

現在の技術では、崩壊寸前の廃墟状態であったとしても補修・補強等によって、再び使用できる状態にすることも可能ですが、重要文化財のような歴史的・文化的価値のある建築物と違い、上尾市の公共建築物の多くはそのような価値を有していないため、原則として整備とその後の維持にかかる経費との比較が長寿命化を行うべきかの判断基準になります。

4) 更新計画と一体となる長寿命化計画の策定

昭和40年後半以降、上尾市では急速な人口増に対処するため短期間に公共施設等の整備を集中した経緯があります。したがって、それらを一律に長寿命化すると第2の工事集中を生む結果となり課題の解決とはなりません。

上尾市の抱える課題解決のためには、将来の人口推計及び児童生徒数の予測や民間サービスの活用などから、必要とされない施設またはその一部の長寿命化を行わず、他の施設との統廃合を進めたほうが経費削減に有効な場合もあります。これらを考慮し公共施設等全体の更新計画と一体となる長寿命化計画の策定が必要となります。



図表 3-14 長寿命化計画の考え方 (イメージ図)

5) 公共建築物の目標耐用年数と構造的耐用年数の設定

目標耐用年数の設定は、更新時期を明確にするだけでなく、長寿命化すべき期間とそれに必要な修繕・改修といった保全工事の時期や内容の把握を可能にします。公共建築物については、この目標耐用年数に基づいて個別施設管理計画を策定し、計画的かつ適切な保全や更新を実施して、結果的にライフサイクルコストの低減につなげます。

公共建築物の耐用年数の設定には、大きく二つの方法が考えられます。一つ目は「建築工事標準仕様書」(JASS5 鉄筋コンクリート工事・日本建築学会)に基づき設定する方法であり、この仕様書では次の水準を定めています。

計画供用期間の級	計画供用期間 (年)	コンクリート 耐久設計基準強度 (N/mm ²)	大規模補修 不要予定期間 (年)	供用限界期間 (年)
短期 (一般)	30	18	30	65
標準	65	24	65	100
長期	100	30	100	—
超長期	200	36	—	—

* 計画供用期間
鉄筋コンクリート構造体および部材について、発注者または代理としての設計者が設計時に計画するコンクリートに重大な欠陥が生じない期間。

* 大規模補修不要予定期間
構造体及び部材について、局部的な軽微な補修を超える大規模な補修を必要とすることなく鉄筋コンクリートの重大な劣化が生じないと予定できる期間。

* 供用限界期間
継続使用のためには構造体の大規模な補修が必要となることが予想される期間。

「建築工事標準仕様書・同解説 JASS5 鉄筋コンクリート工事 (2003・2009)」日本建築学会を基に作成

図表 3-15 構造体の総合耐久性

もう一つは日本建築学会の「建築物の耐久性に関する考え方」に基づく方法で、以下の算定式による目標耐久年数及び建物の用途・構造に基づく「建物全体の望ましい目標耐用年数の級」から導き出される設定となります。

《算定式》 $Y=Y_s \times A \times B \times C \times D \times E \times F \times G \times H$

Y：目標耐久年数
 Y_s：標準耐用年数（60年）
※計算上の指標値

A：コンクリート種類 普通コンクリート=1.0 軽量コンクリート=0.95
 B：セメント種類 ポルトランドセメント=1.0 高炉セメントA=0.85高炉セメントB=0.8
 C：水セメント比 65%=1.0 60%=1.2 55%=1.5
 D：被り厚さ 20mm=0.25 30mm=0.56 40mm=1.0 50mm=1.56
 E：外壁仕上げ材 無=0.5 複層塗材=1.0 モルタル15mm 以上=1.5
※ただし、15mm 以上の増打ちしているものは打ち放しでも、モルタル15mm 以上塗ったものと同等と扱う。
 F：コンクリートの施工状況 普通の施工=1.0 入念な施工=1.5
 G：建築物維持保全の程度 劣化後も補修しない=0.5劣化部分を補修する=1.0
 H：地域 一般=1.0 凍結融解を受ける地域=0.9 海岸=0.8

出典：「建築物の耐久性に関する考え方」（日本建築学会 1988年）

図表 3-16 「目標耐久年数」の算定式

上尾市の一般的な公共建築物における計算値：60年

$Y=60 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.2 \times 0.56 \times 1.5 \times 1.0 \times 1.0 \times 1.0 = 60.48 \div 60$

Y_s：60年（JASS5）
 A：普通コンクリート（1.0）
 B：ポルトランドセメント（1.0）
 C：60%（1.2）
 D：30mm（0.56）
 E：モルタル15mm以上（1.5）
 F：普通に施工されている（1.0）
 G：劣化部分を補修する（1.0）
 H：一般（1.0）

※上尾市において学校等鉄筋コンクリート造の建築工事が集中した昭和45年～55年の標準仕様より算定。

出典：「建築物の耐久性に関する考え方」（日本建築学会 1988年）を基に算出

図表 3-17 「目標耐久年数」の算定式に基づく計算値

目標耐用年級 (Y ₀) ⁶	代表値	範囲	下限値
Y ₀ 150	150年	120～200年	120年
Y ₀ 100	100年	80～120年	80年
Y ₀ 60	60年	50～80年	50年
Y ₀ 40	40年	30～50年	30年
Y ₀ 25	25年	20～30年	20年
Y ₀ 15	15年	12～20年	12年
Y ₀ 10	10年	8～12年	8年
Y ₀ 6	6年	5～8年	5年
Y ₀ 3	3年	2～5年	2年

出典：「建築物の耐久性に関する考え方」（日本建築学会 1988年）

図表 3-18 「建物全体の望ましい目標耐用年数の級」の区分

用途	構造	鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
		高品質 の場合	普通品質 の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
				高品質 の場合	普通品質 の場合			
学 校 舎	校 舎	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 60以上
住 宅 事 務 院	宅 事 務 院	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上
店 旅 ホ テ ル	舗 館 ホ テ ル	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 100以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 60以上	Y ₀ 40以上
工 場	場	Y ₀ 40以上	Y ₀ 25以上	Y ₀ 40以上	Y ₀ 25以上	Y ₀ 25以上	Y ₀ 25以上	Y ₀ 25以上

出典：「建築物の耐久性に関する考え方」（日本建築学会 1988年）

図表 3-19 用途別に求められる「建物全体の望ましい目標耐用年数の級」

⁶ Y₀○○：目標となる耐用年数がある範囲で示した時の「級」を表す。

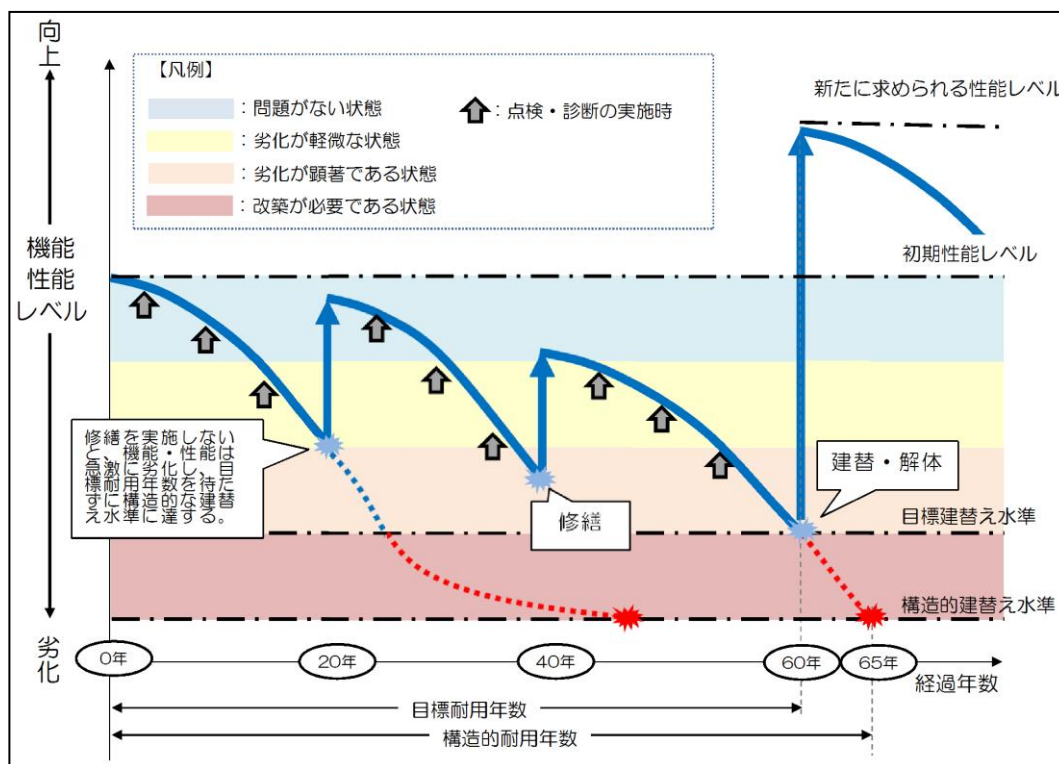
これら二つの考え方を踏まえ、上尾市の公共建築物における構造的耐用年数は、RC造と鉄骨・鉄筋コンクリート（SRC）造の場合は65年、目標耐用年数は安全性を考慮し60年と設定します。さらに、コンクリートの中性化調査や圧縮試験等により躯体の健全性が確認された場合は、構造的耐用年数を「建築物全体の望ましい目標耐用年数の級」の範囲上限の80年と考えることができるため、目標耐用年数も75年まで延長可能とします。ただし、耐用年数延長の判断は、建築年によるコンクリートや鉄筋の品質、施工監理精度、構造計算の基準（旧耐震構造か新耐震構造であるかなど）を考慮したうえで決定します。

また、鉄骨造や木造など他の構造体の目標耐用年数については、目視以外に構造体の劣化の判断が困難であるため、耐用年数に幅を持たせず、法定耐用年数や「建築物全体の望ましい目標耐用年数の級」等を考慮して設定します（図表3-20）。

なお、ブロック、れんが造については、上尾市において極めて少数であることと地震時の倒壊の危険性を考慮して目標耐用年数を定めず、適宜判断とします。

建築物の構造区分	目標耐用年数	構造的耐用年数
鉄筋コンクリート造	60年（75年）	65年（80年）
鉄骨・鉄筋コンクリート造	60年（75年）	65年（80年）
鉄骨造	55年	60年
木造	45年	50年

図表 3-20 上尾市の構造区分別目標耐用年数設定値一覧



図表 3-21 公共建築物の長寿命化と目標耐用年数

6) 都市基盤施設の目標耐用年数の設定

都市基盤施設においては、これまでの劣化・損傷が顕著となった段階で対策を実施する事後保全型の管理から、定期的な点検・診断を行い、劣化・損傷が軽微な段階で対策を実施する予防保全型の管理へ転換します。

都市基盤施設では、公共建築物のような目標耐用年数の計算式は存在しないため、施設の法定耐用年数や設計思想、施設の健全度の状況などから設定します。

しかし、施設の健全度の状況から耐用年数を設定する方法は、施設の状態を踏まえている点で最も有効な方法と考えられるものの、個々の施設は仕様（適用基準、構造形式等）、設置環境、使用状況、維持管理状況、施工品質等によって異なるため劣化状況も一様ではなく、更新等の実績データの蓄積が不十分な現状においては、上尾市が管理する都市基盤施設の実状に即した耐用年数の設定は困難な状況です。

したがって、既に個別の目標耐用年数を設定している場合を除き、法定耐用年数を目標耐用年数と位置付け、将来的に更新等の対策履歴や劣化状況等の点検結果などのデータを蓄積し、それらを分析することで適切な耐用年数を設定し、維持管理・更新等の計画にフィードバックしていきます。

(6) バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進方針

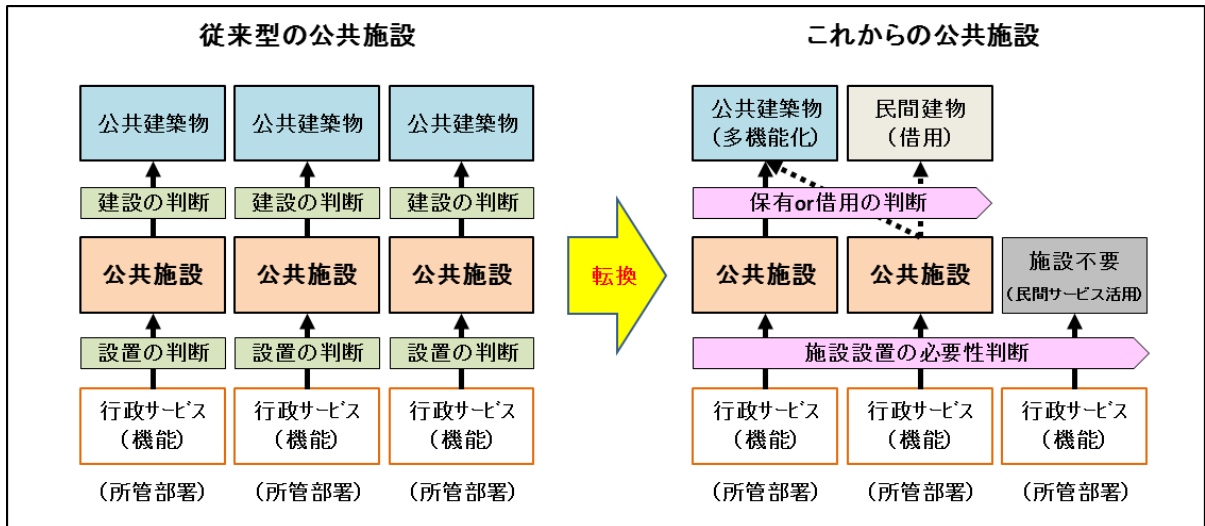
「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、公共施設等を修繕・更新する際には、高齢者や障害者をはじめ誰もが利用しやすい施設となるよう、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化を必要に応じて実施することで、公共施設等の性能の確保に努めます。

(7) 公共施設等における統廃合・多機能化・除却処分の実施方針

1) 公共建築物の集約と再配置

公共建築物は、本来、行政サービス等の需要を前提に建設されるべきものですが、上尾市では人口の急増や急速な都市化という整備背景もあって、公共施設整備が需要に追い付かず、その結果、管轄部署の違いなどから近隣で類似の機能を持つ施設も散見されます。

これらを解決するため、今後、公共建築物の更新や長寿命化を行う際は、類似する機能の共有や施設規模の効率化を図るための集約と再配置を前提に検討し、同時に生み出された余剰地を含めた土地の効率的な利活用等についても検討します。また、近隣市町との広域連携の促進や民間の施設とノウハウの活用なども上手く組合せることで、市民サービスを維持しながら施設の合理化と経費削減を図ります。



図表 3-22 行政サービスと公共施設の関係

2) 公共建築物の統廃合・多機能化

公共建築物の利用状況や将来推計によっては、施設の廃止はもとより、一つの建物で複数の施設を運営するといった統廃合や多機能化を行ったほうが望ましい場合があります。しかし、現実的には「管轄部署が違う」、「過去に補助金を受けているため目的外の利用が制限されている」、「施設の管理区分の線引きが難しい」など、統廃合や多機能化を図る際、制度上の障害により苦慮してきた経緯があります。

今後は、国も補助金を受けた施設の財産処分の弾力化や簡素化に取り組んでいる状況もあることから、具体的な個別施設の保全や更新の計画において積極的に統廃合や多機能化を検討します。

3) 不要資産の除却・処分

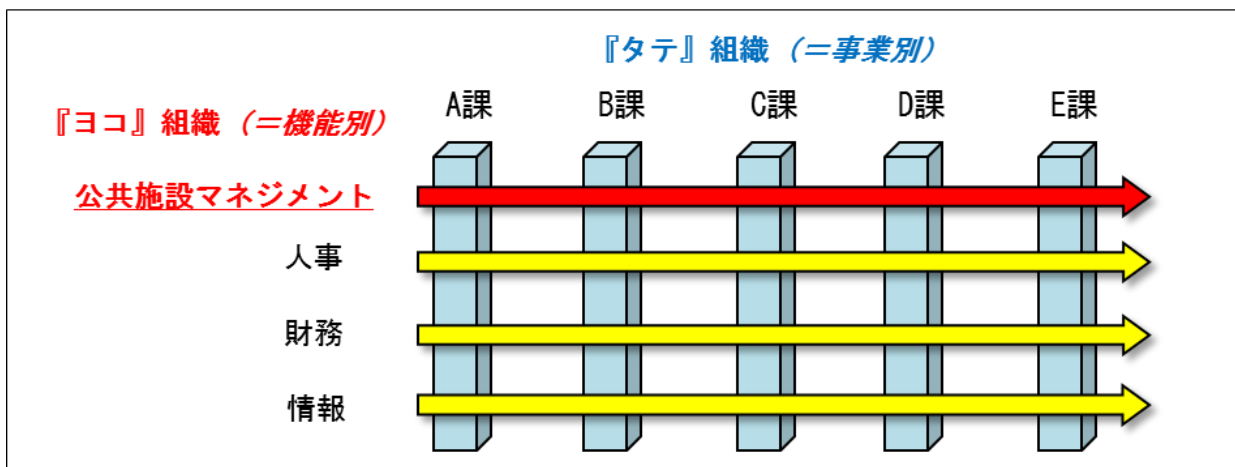
検討の結果、廃止すべきと判断された公共施設等は利用を中止し、運営経費の削減を図ります。さらに、他の市民サービスでの有効利用を検討し、最終的に活用見込みのない公共施設等と判断した場合は除却します。

除却や再配置等で生み出された土地、または過去の公共事業の残地や代替地等で利用の見込みのない資産は、一般財産化して売却するなど歳入確保にも積極的に取り組む必要があります。

4. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方法

(1) 公共施設マネジメントの推進体制・情報共有

上尾市の公共施設マネジメントは、市全体の取り組みとなるため、人事や財務、情報システムのように横断的な統括が必要になります。このため、この推進に当たっては、それぞれの公共施設等の保全・更新その他維持管理の情報を統括的に管理し、企画部門や財務部門並びに各個別施設の所管部門の協議や調整、情報共有など連携を取りながら効率的・効果的に実践していきます。



図表 3-23 施設管理部門による統括

(2) 本計画及び個別施設管理計画の管理及び実施

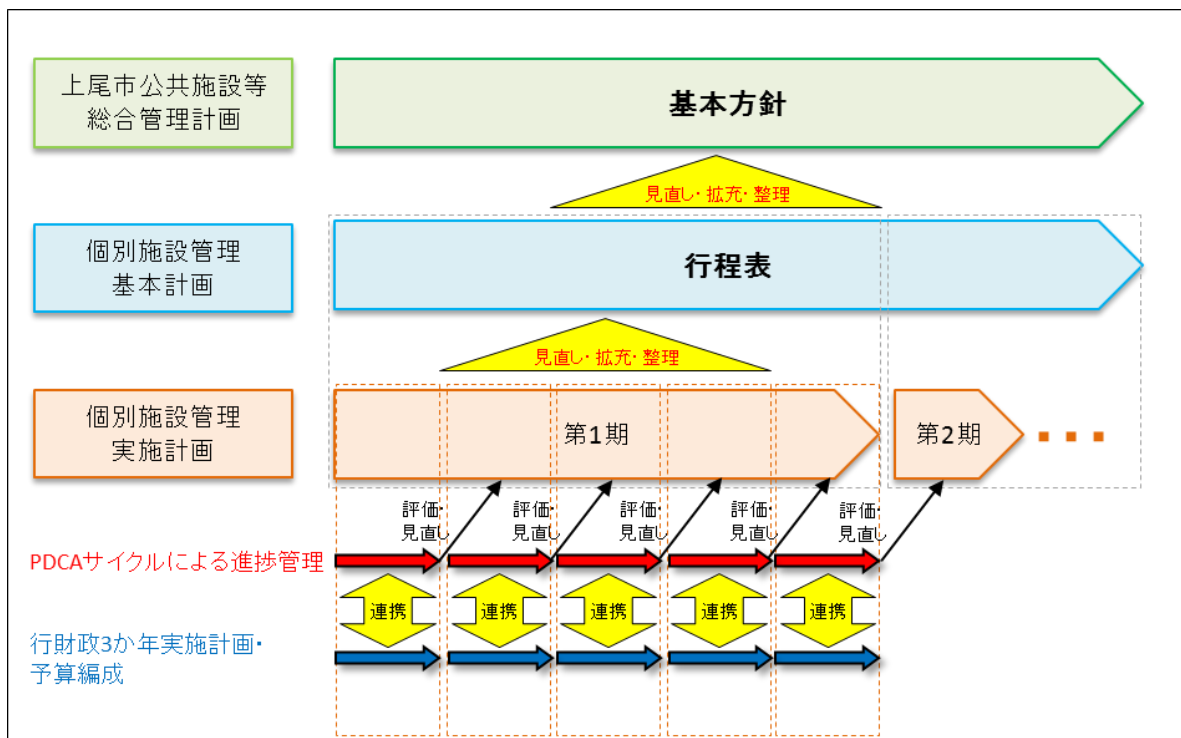
本計画の改定及び進捗管理並びに基本計画・実施計画の取りまとめなどの総合的な管理は、全庁的に連携を図りながら公共施設マネジメントの所管部門により進めていきます。

基本計画・実施計画の策定・見直し及び進捗管理は、原則として本計画に基づき、各個別施設の所管部門が担当し、この計画に沿って具体的な取り組みを実施します。

5. フォローアップの実施方針

本計画及び基本計画については、実施計画において行財政3か年実施計画・予算編成と連携を図るとともにPDCAサイクルによる進捗管理を行います。この結果については、公共施設白書を通して市のホームページ等で公表します。

また、評価結果や社会情勢の急激な変化なども踏まえて、たとえ計画期間内であっても必要に応じて適宜計画の見直しや拡充、整理を図り、質と量の最適化による安心・安全で持続的な公共施設の実現を達成します。



図表 3-24 進捗管理と計画への反映

第4章 施設類型別マネジメント基本方針

1. 施設類型

個別施設のマネジメント方針は、前章の「公共施設マネジメントの方針」に沿って施設類型ごとに定めます。また、各施設類型においては、個別施設を使用形態または形状別（「用途」）に分けて整理します。

さらに、公共建築物のあり方の検討は、「建物」と「機能（サービス）」の二つの側面を分けて考えることが有効であるため、本章ではこの両面について整理していきます。

区分	施設類型	類型の説明	用途
公共建築物	(1) 行政施設	市の行政事務を行うための公用の機能または建物で、主に庁舎等の事務所系の施設類型	庁舎、支所・出張所、消費者相談施設、消防署・分署
	(2) 文化・社会教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に文化活動や社会教育を目的とした施設類型	集会場、図書館、公民館・集会所、倉庫、展示場
	(3) スポーツ・レクリエーション施設	公共の用に供するための機能または建物で、主にスポーツや余暇に利用される施設類型	健康増進施設、体育施設
	(4) 保健・福祉施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に保健や福祉を目的とした施設類型	福祉拠点施設、障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設、保健センター、診療所
	(5) 児童施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に児童や青少年の育成等を目的とした施設類型	児童発達支援施設、学童保育所、青少年育成施設、児童館
	(6) 保育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に乳幼児及びその家族に利用される施設類型	保育所、子育て支援施設
	(7) 学校教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に学校教育を目的とした施設類型	小学校、中学校、幼稚園、給食調理場、その他教育施設
	(8) 公共交通施設	公共の用に供するための機能または建物で、公共交通を補完する施設類型	駅関連施設、自転車駐車場
	(9) その他の施設	上記類型には含まれない単独の機能または建物の施設類型	公営住宅、医療関連施設、市民活動支援施設、防犯連絡所、ごみ処理施設、斎場、就労支援施設、地域振興施設
都市基盤施設	(1) 道路・橋りょう	道路、橋りょう及びその附属物を対象とする施設類型	道路、橋りょう、道路附属物
	(2) 公園	公園及び園内に設置される建物等の公園施設を対象とする施設類型	公園、公園施設
	(3) 河川	河川及び調整池等の河川管理施設を対象とする施設類型	河川、河川管理施設
	(4) 上水道	上水道の配水管や浄水場、ポンプ場等の水道施設を対象とする施設類型	庁舎、水道施設
	(5) 下水道	下水道の管渠やポンプ場等の下水道施設を対象とする施設類型	管路施設、ポンプ施設、都市下水路

図表 4-1 公共施設等の類型

2. 公共建築物

(1) 行政施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
庁舎	上尾市役所本庁舎	機能名称 (サービス) と同じ	地方自治法、上尾市役所の位置に関する条例
	上尾市役所庁舎文書倉庫	〃	上尾市庁舎管理規則
	上尾市役所庁舎別館	〃	〃
	上尾市役所庁舎第三別館	〃	〃
	あびっと!	A-GEO・タウン (区分所有)	
	プラザ館	機能名称 (サービス) と同じ	
	プラザ 2 2	ライオンズタワー上尾 (区分所有)	上尾市プラザ 2 2 条例
支所・出張所	平方支所	消防署平方分署	上尾市役所支所、出張所設置条例
	原市支所	機能名称 (サービス) と同じ	〃
	大石支所	西消防署	〃
	上平支所	上平公民館	〃
	大谷支所	大谷公民館	〃
	尾山台出張所	図書館瓦葺分館	〃
	上尾駅出張所	機能名称 (サービス) と同じ	〃
消費者相談施設	消費生活センター	コミュニティセンター	上尾市消費生活センター設置規則
消防署・分署	消防本部・東消防署	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市消防本部及び消防署の設置に関する条例
	西消防署	〃	〃
	東消防署原市分署	〃	上尾市消防署組織規程
	東消防署上平分署	〃	〃
	西消防署大谷分署	〃	〃
	西消防署平方分署	〃	〃

図表 4-2 施設の概要 (行政施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設の 現状	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 本庁舎は、議会棟及び行政棟で構成し、築後 20 年以上経過しています。 庁舎別館は、教育センター及び青少年センター、少年愛護センターを設置し、築後 20 年以上経過しています。 庁舎第三別館は、築後 30 年以上経過しています。 あびっと! は、上尾駅東口の A-GEO・タウン区分所有部で、市の情報発信拠点として活用しています。 プラザ 2 2 は、上尾駅西口ライオンズタワー上尾内の区分所有部に設置しています。 プラザ館は、図書館上尾駅前分館及びワークプラザあげお、市民活動支援センター、障害者就労支援センターを設置し、築後 20 年以上経過しています。 <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> 支所・出張所は、市内 7 箇所に配置し、原市支所及び上尾駅出張所の 2 箇所が単独施設、残り 5 箇所が複合または併設施設となっています。 単独の 2 施設は、ともに築後 30 年以上経過しています。
----------------	--

① 施設 の 現 状	<p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターは、コミュニティセンターに設置しています。 <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防署・分署は、市内6箇所に配置し、西消防署及び平方分署の2箇所が複合施設、残り4箇所が単独施設となっています。 単独の4施設は築後20年以上と30年以上がそれぞれ2施設、複合の2施設は、ともに築後経過10年未満となっています。
② 施設 の 課 題	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 庁舎機能の分散は、事務の効率化や経費削減の面ではマイナス要因となります。 庁舎は、権限移譲など地方分権の進展が業務量や床面積の増加要因となっています。反対に、クラウド化などの技術革新や社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）活用による証明書等のコンビニ交付などは、業務量や床面積の減少要因となります。 庁舎別館は、これまで大規模改修を実施しておらず、空調等設備面の劣化への対応が必要となります。また、一部の借地の取り扱いも課題となっています。 あびっと！やプラザ館、プラザ22は、駅前立地を考慮した活用や施設設置等を検討する必要があります。 <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> 単独の2施設は、老朽化が進んでおり、大規模改修や更新の検討の必要があります。 支所・出張所の配置等については、今後の行政需要を考慮する必要があります。 <p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って、配置の検討が必要となる場合があります。 <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防施設は、広域化による再編の可能性があります。 単独の4施設では、老朽化に伴う設備面の補完が必要となっています。

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 本庁舎及び庁舎第三別館は長寿命化を図りつつ、施設の有効活用や他の施設を含めた配置の見直しなどにより行政事務機能の集約化を図ります。また、庁舎別館も含めて、更新時期にあわせて複合化や更なる機能集約化を進め、規模の縮小を図ります。 ◆ 駅前に立地するあびっと！及びプラザ館、プラザ22は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、需要と利便性を考慮した機能を設置するなど最適な活用を図ります。 <p>イ) 支所・出張所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 支所・出張所は、行政需要に配慮しつつ、複合化や多機能化または民間施設の活用などにより適正な配置や維持管理を図ります。 <p>ウ) 消費者相談施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って配置の最適化を図ります。 <p>エ) 消防署・分署</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防署・分署は、広域化による再編を念頭に、重複する業務を一本化するなどの機能の集約化を図ります。 ◆ 既存6施設は、計画的な修繕・改修により設備補完と長寿命化を進め、更新に当たっては、複合化や多機能化により規模の最適化を図ります。
---------------------	---

(2) 文化・社会教育施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26 (2014) 年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
集 会 場	文化センター	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市文化センター条例
	イコス上尾	〃	イコス上尾条例
	コミュニティセンター	〃	上尾市コミュニティセンター条例
図 書 館	上尾市図書館本館	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市図書館設置条例
	図書館上尾駅前分館	プラザ館	上尾市図書館規則
	図書館平方分館	平方東小学校	〃
	図書館瓦葺分館	瓦葺分館	〃
	図書館たちばな分館	消防署平方分署	〃
	図書館大石分館	西消防署	〃
	上平公民館図書室	上平公民館	〃
	原市公民館図書室	原市公民館	〃
	大谷公民館図書室	大谷公民館	〃
公民館・集会所	上尾公民館	文化センター	社会教育法、上尾市公民館条例
	上平公民館	機能名称 (サービス) と同じ	〃
	平方公民館	〃	〃
	原市公民館	〃	〃
	大石公民館	〃	〃
	大谷公民館	〃	〃
	原市集会所	〃	上尾市立人権教育集会所条例
	畔吉集会所	〃	〃
倉 庫	原市資料室	機能名称 (サービス) と同じ	
	文化財収蔵庫	〃	
展 示 場	市民ギャラリー	アリオベール上尾サロン館2F (賃借)	上尾市ギャラリー条例
	市役所ギャラリー	本庁舎	〃

図表 4-3 施設の概要 (文化・社会教育施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26 (2014) 年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 集会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化センターは、上尾公民館と商工会館を設置及び併設し、築後 40 年以上経過しています。 イコス上尾は築後 20 年以上経過しています。 コミュニティセンターは、消費生活センターを設置し、築後 30 年以上経過しています。 <p>イ) 図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館は、本館及び分館、公民館図書室を含めて市内 9 箇所に配置しています。 本館は、消防団分団車庫を併設しており、築後 30 年以上経過しています。また、分館及び公民館図書室は、全て他の施設との複合施設となっています。 <p>ウ) 公民館・集会所</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館は、市内 6 箇所に配置し、平方及び大石両公民館の 2 箇所が単独施設、残り 4 箇所が文化センターや支所、公民館図書館との複合施設となっています。 上尾公民館を除く 5 施設は全て築後 20 年以上、原市及び畔吉集会所はともに築後 30 年以上経過しています。
------------------------	--

① 施設 の 現状	<p>エ) 倉庫、展示場</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料室及び収蔵庫は、民具や市指定有形民俗文化財、埋蔵文化財の出土品及び上尾市や関係する自治体の文化財関係刊行物を保存しており、ともに築後 20 年以上経過しています。 市民ギャラリーは民間施設の借り上げにより、市役所ギャラリーは本庁舎に、それぞれ設置しています。
② 施設 の 課題	<p>ア) 集会場</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化センターは、建物や空調など設備面の老朽化が進行しており、今後、大規模改修や更新などに多額の経費が発生すると予想されます。 集会場 3 施設は、施設の有効利用含め、稼働率の向上が課題となっています。 <p>イ) 図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> 図書館は老朽化が進行しており、蔵書数及び開架図書数などの機能補完が課題となっています。また、分館及び公民館図書室を含めたサービス全体を考慮した施設配置の検討が必要となります。 <p>ウ) 公民館・集会所</p> <ul style="list-style-type: none"> 公民館・集会所は、全体的に老朽化が進行しています。 <p>エ) 倉庫、展示場</p> <ul style="list-style-type: none"> 文化財収蔵庫は、2 棟のうち 1 棟について倒壊の危険性を考慮し平成 26 年度に解体していますが、残りの 1 棟も老朽化が進行しており、この対応が課題となっています。 市民ギャラリーは、設置する民間施設の老朽化が進行しています。

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 集会場</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 集会場 3 施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、更新に当たっては、複合化や多機能化、統廃合なども考慮して配置の最適化を図ります。 <p>イ) 図書館</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 図書館は、図書館サービスの継続を前提に、計画的な修繕・改修・更新を実施します。 ◆ 図書館の更新に当たっては、図書館分館及び公民館図書室を含め、今後の利用動向や電子図書館サービスへの対応なども考慮して、規模の最適化を図ります。 <p>ウ) 公民館・集会所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公民館・集会所は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性や高齢化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置の最適化を図ります。 <p>エ) 倉庫、展示場</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 文化財収蔵庫は、他施設の有効活用により移転統合を進めます。 ◆ ギャラリーは、芸術・文化の発信施設として、規模や配置の最適化を考慮しながら現状の機能を維持します。
---------------------	--

(3) スポーツ・レクリエーション施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
健康増進施設	健康プラザわくわくランド	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市健康プラザ条例
	アグリプラザ平塚	〃	上尾市民農園条例
	瓦葺ふれあい広場	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市瓦葺ふれあい広場条例
体育施設	市民体育館	〃	上尾市市民体育館条例
	平方野球場	〃	上尾市平方野球場条例
	平方スポーツ広場	〃	上尾市平方スポーツ広場条例
	平塚サッカー場	〃	上尾市平塚サッカー場条例

図表 4-4 施設の概要 (スポーツ・レクリエーション施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設の 現状	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康プラザわくわくランドは、西貝塚環境センターに隣接し、築後 10 年以上経過しています。 アグリプラザ平塚の管理棟は、築後 10 年以上経過しています。 瓦葺ふれあい広場の集会室兼体育室及び活動室は、築後経過 10 年未満となっています。 <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民体育館は、築後 30 年以上経過していますが、平成 24 年度に耐震補強及び大規模改修工事を実施しています。 その他の体育施設は、公衆便所などが附属しています。
② 施設の 課題	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康プラザわくわくランドは、西貝塚環境センターの余熱を利用しており、施設の維持管理については同センターの動向を考慮する必要があります。 健康増進施設は、利用者数等の影響を受ける施設のため、施設の規模や数について将来人口推移や利用動向など需要を見極める必要があります。 <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 体育施設は、利用者数等の影響を受ける施設のため、施設の規模や数について将来人口推移や利用動向など需要を見極める必要があります。

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 健康増進施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 健康増進施設は、利用状況など需要の変化を考慮しながら、サービスの維持に必要となる修繕を実施します。 ◆ 健康増進施設の維持管理経費が過大となる場合は、設置目的や必要性を見極め、維持管理方法の見直しを行います。 <p>イ) 体育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民体育館は、「上尾市防災計画」の防災副拠点として、防災中枢拠点（市役所）のバックアップの役割も担っているため、計画的な修繕・改修による長寿命化及び更新により施設を維持します。 ◆ その他の体育施設については、利用状況など需要の変化を考慮し、施設ごとに設置目的や必要性を見極め、施設の総量を調整します。
---------------------	--

(4) 保健・福祉施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
福祉拠点施設	総合福祉センター	機能名称 (サービス) と同じ	ことぶき荘、ふれあいハウス及びかしの木園の総称を定める要綱
	向山サポートセンター	〃	
	上尾西地域福祉センターほほえみ	〃	
障害福祉施設	障害福祉サービス事業所かしの木園	総合福祉センター	上尾市障害福祉サービス事業所かしの木園条例 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 〃 上尾市障害者就労支援センター設置規則 上尾市身体障害者福祉センター条例
	障害福祉サービス事業所多夢向	機能名称 (サービス) と同じ	
	障害福祉サービス事業所ピュアスマイル	〃	
	障害者就労支援センター	プラザ館	
	身体障害者福祉センターふれあいハウス	総合福祉センター	
老人福祉施設	養護老人ホーム恵和園	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市立養護老人ホーム恵和園条例 上尾市老人福祉センター条例
	老人福祉センターことぶき荘	総合福祉センター	
高齢者支援施設	シルバー人材センター	機能名称 (サービス) と同じ	
	ワークプラザかみひら	〃	
保健センター	東保健センター	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市保健センター条例 〃
	西保健センター	〃	
診療所	平日夜間及び休日急患診療所	東保健センター	上尾市平日夜間及び休日急患診療所条例

図表 4-5 施設の概要 (保健・福祉施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 福祉拠点施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 総合福祉センターは、要綱上福祉 3 施設の総称ですが、建物としてはこれら 3 つの機能を有する複合施設であり、築後 20 年以上経過しています。 向山サポートセンター及び上尾西地域福祉センターほほえみは、それぞれ築後 20 年以上経過しています。 <p>イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> かしの木園及びふれあいハウス、ことぶき荘は、総合福祉センターに設置しています。 多夢向は築後 10 年以上経過し、ピュアスマイルは築後経過 10 年未満となっています。 障害者就労支援センターは、プラザ館に設置しています。 恵和園は、築後 10 年以上経過しています。 シルバー人材センターは、公益社団法人上尾市シルバー人材センターの事務局として利用され、築後 30 年以上経過しています。また、ワークプラザかみひらは、同センターの作業所として利用され、築後 10 年以上経過しています。 <p>ウ) 保健センター、診療所</p> <ul style="list-style-type: none"> 保健センターは市の東西 2 箇所に配置し、東保健センターは複合施設、西保健センターは単独施設となっています。 東保健センターは築後経過 10 年未満 (平成 25 年度開設)、西保健センターは築後 30 年以上経過しています。 平日夜間及び休日急患診療所は、東保健センター開設に伴って、医療センターから機能移転しています。
------------------------	--

② 施設の課題

ア) 福祉拠点施設

- 総合福祉センターは、これまで使用休止を伴う大規模改修を実施しておらず、設備面での劣化が進行しています。
- その他の施設は、建物の整備・維持管理を市が実施しており、運営主体の状況を見据えながら、効率的な維持管理を図る必要があります。

イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設

- かしの木園及びふれあいハウス、ことぶき荘は、総合福祉センターの老朽化が進行しています。
- 多夢向及びピュアスマイル、シルバー人材センター、ワークプラザかみひらは、建物の整備・維持管理を市が実施しており、運営主体の状況を見据えながら、効率的な施設管理を図る必要があります。

ウ) 保健センター、診療所

- 東保健センターの新設に伴って、保健センター全体として効率的な施設管理を図る必要があります。
- 西保健センターは老朽化が進行しており、設備面の補完を検討する必要があります。

③ 個別基本方針

ア) 福祉拠点施設

- ◆ 総合福祉センターは、計画的な修繕・改修等により長寿命化を図り、需要に見合った最適な施設利用を行います。
- ◆ その他の拠点施設は、更新に当たって機能の必要性を見極め、民間を含めた他の施設の活用や統廃合、多機能化など維持管理手法を見直します。

イ) 障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設

- ◆ 多夢向及びピュアスマイル、シルバー人材センター、及びワークプラザかみひらは、サービスの維持に必要な修繕を実施するとともに、運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。

ウ) 保健センター、診療所

- ◆ 保健センターは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、少子高齢化や人口推移を踏まえ、需要に応じた規模の最適化を図ります。

(5) 児童施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
児童発達支援施設	発達支援相談センター つくし学園	上尾保育所 機能名称 (サービス) と同じ	上尾市発達支援相談センター設置規則 上尾市児童発達支援センターつくし学園条例
学 童 保 育 所	上尾小学童保育所 他 20	上尾地区 6、大石地区 2、大谷地区 4、 上平地区 3、原市地区 4、平方地区 2	児童福祉法、上尾市放課後児童クラブ条例、上尾市放課後児童健全育成事業実施要綱、上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
青少年育成施設	青少年センター 少年愛護センター	別館 〃	上尾市青少年センター条例 上尾市少年愛護センター設置条例
児 童 館	アッピーランド こどもの城	機能名称 (サービス) と同じ 〃	上尾市児童館条例 〃

※学童保育所は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。

図表 4-6 施設の概要 (児童施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 児童発達支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達支援相談センターは、上尾保育所に設置しています。 つくし学園は、発達支援相談センターの通所部門として設置し、築後 30 年以上経過していません。 <p>イ) 学童保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 公設の学童保育所 (放課後児童クラブ) は、市内 21 箇所 (公営 1、民営 20) に配置し、11 箇所が小学校との複合または併設施設、10 箇所が単施設となっています。この他、市の委託による民設民営施設が 8 箇所あります。 公設の学童保育所は、3 施設が築後 10 年以上、8 施設が築後 20 年以上、2 施設が築後 30 年以上それぞれ経過しており、8 施設が築後経過 10 年未満となっています。 <p>ウ) 青少年育成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年センター及び少年愛護センターは、庁舎別館に設置しています。 <p>エ) 児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館は、市の東西 2 箇所に配置し、アッピーランド (東) が築後 10 年以上経過しており、こどもの城 (西) が築後経過 10 年未満となっています。
② 施設 の 課 題	<p>ア) 児童発達支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> つくし学園は、施設の老朽化が進行しており、設備面での見直しが課題となります。また、発達支援相談センターとの連携を踏まえた配置も検討する必要があります。 <p>イ) 学童保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 学童保育所 (放課後児童クラブ) は、老朽化が進行している施設の修繕・改修を検討する必要があります。 公設の学童保育所 10 施設の多くが借地となっており、この対応が課題となります。 <p>ウ) 青少年育成施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 青少年センター及び少年愛護センターは、設置する庁舎別館の老朽化が進行しています。 <p>エ) 児童館</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童館は、他の自治体における運営も参考にしながら、敷地も含めたスペースの有効利用を検討する必要があります。

ア) 児童発達支援施設

- ◆ つくし学園は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、施設の更新に当たっては、少子高齢化や人口推移を踏まえ、複合化や多機能化、他の施設の活用なども含めて機能の維持と規模の最適化を図ります。

イ) 学童保育所

- ◆ 公設の学童保育所は、一つの小学校区につき1施設を原則とします。
- ◆ 公設学童保育所を設置する場合は、既存施設の活用を優先的に検討します。

ウ) 青少年育成施設

- ◆ 青少年センター及び少年愛護センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

エ) 児童館

- ◆ 児童館は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、多機能化等による施設の有効活用を検討します。

(6) 保育施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称(サービス)	所在名称(建物)	
保 育 所	上尾保育所 他 15	上尾地区 4、大石地区 5、大谷地区 1、 上平地区 2、原市地区 4	児童福祉法、上尾市立保育所設置及び管理条例
子 育 て 支 援 施 設	子育て支援センター	上尾西保育所	上尾市子育て支援センター条例

※保育所は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。

図表 4-7 施設の概要 (保育施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所は、市内 16 箇所に配置し、上尾保育所及び上尾西保育所の 2 箇所が複合施設、その他が単独施設となっています。 保育所は、2 施設が築後 10 年以上、2 施設が築後 20 年以上、6 施設が築後 30 年以上、6 施設が築後 40 年以上経過しています。なお、築後 40 年以上経過した施設のうち原市及び原市団地保育所の 2 施設については、機能統合が決まっています。 <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターは、上尾西保育所に設置しています。
② 施設 の 課 題	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> 保育所は、学校などの教育施設と同様、高度経済成長期の人口増に伴って整備した施設が多く、大規模改修や更新が喫緊の課題となっています。 耐震診断により補強工事が必要となった場合、これに合わせた大規模改修や、残存年数を残した更新など、耐震化の状況や耐用年数、保育需要などに応じて、総合的に維持管理の方針を判断する必要があります。 保育所は学校のような長期休暇がなく、これまでは使用休止を伴う大規模改修が実施できなかったため、大規模改修や更新に当たっては、一時的な代替施設を用意するなど、保育を継続しながら実施可能となるよう計画する必要があります。 <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターは、保育所の方針に沿って、配置の検討が必要となる場合があります。
③ 個別 基本 方針	<p>ア) 保育所</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 現状は保育需要に対する供給が不足し、いわゆる待機児童は解消されていない状況ですが、今後は子ども・子育て支援新制度の事業推進や少子化などの社会動向により需要の減少が予測されるため、公・私立認可保育所の計画的な定員管理を図りつつ、必要な施設の更新や統廃合を図ります。 ◆ 公立保育所は、地域の状況やニーズを十分考慮しながら配置の最適化を進めます。 <p>イ) 子育て支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 子育て支援センターは、上尾西保育所の方針に沿って配置の最適化を図ります。

(7) 学校教育施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014) 年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
小学校	上尾小学校 他 21	上尾地区 5、大石地区 3、大谷地区 4、上平地区 3、原市地区 4、平方地区 3	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
中学校	上尾中学校 他 10	上尾地区 2、大石地区 2、大谷地区 3、上平地区 1、原市地区 2、平方地区 1	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令 上尾市立学校設置条例
幼稚園	平方幼稚園	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市立学校設置条例
給食調理場	中学校給食共同調理場	機能名称 (サービス) と同じ	中学校給食共同調理場条例
その他教育施設	教育センター	別館	教育センター条例

※小学校及び中学校は、設置数及び設置箇所が多数のため、機能名称・所在名称は代表例と地区別箇所数を記載する。
 ※学校敷地内の付属工作物も含まれる。

図表 4-8 施設の概要 (学校教育施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014) 年度末時点

① 施設の 現状	<p>ア) 小学校、中学校、幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校 (小学校・中学校) は、小学校が市内 22 箇所、中学校が市内 11 箇所に配置し、全て避難場所に指定されています。また、高度経済成長期の急激な人口増に伴って集中的に整備されており、一斉に老朽化が進んでいます。 学校の耐震補強工事は、平成 27 年度で完了します。また、一部の学校は既に大規模改修工事を実施しています。 公立幼稚園は、平方幼稚園 1 施設となっており、築後 50 年以上経過しています。 <p>イ) 給食調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校給食共同調理場は、築後 20 年以上経過しています。 <p>ウ) その他教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育センターは、庁舎別館に設置しています。
② 施設の 課題	<p>ア) 小学校、中学校、幼稚園</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校は、少子化の進行により余裕教室が生じることが予想されるため、転用可能教室を含め、それらの今後の活用が課題です。 児童・生徒数は、市街化区域内では横ばいの状態であり、区画整理や開発等により増えている地域もある一方で、高齢化の進む団地や市街化調整区域内では、減少していく見込みです。このように、地域によって児童・生徒数の格差が生じており、各学校の状況に応じた対応が課題となります。 学校及び幼稚園は、老朽化が進行しています。 <p>イ) 給食調理場</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学校給食共同調理場は、建設後に大規模改修を実施していないため、施設の老朽化への対応が必要です。 <p>ウ) その他教育施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 教育センターは、設置している庁舎別館の老朽化が進行しています。

ア) 小学校、中学校、幼稚園

- ◆ 学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。
- ◆ 児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統廃合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。
- ◆ 学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の際の他用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。
- ◆ 幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要となる修繕を実施します。

イ) 給食調理場

- ◆ 中学校給食共同調理場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

ウ) その他教育施設

- ◆ 教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

(8) 公共交通施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
駅 関 連 施 設	公共交通施設の附属施設	上尾駅：階段・エスカレーター 1、自由通路 1 北上尾駅：階段・エスカレーター・エレベーター 2、自由通路1 沼南駅：エレベーター2 原市駅：エレベーター2	
自 転 車 駐 車 場	原新町自転車駐車場 サイクルポート南	機能名称 (サービス) と同じ "	上尾市自転車駐車場条例

図表 4-9 施設の概要 (公共交通施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通施設の附属施設は、上尾駅及び北上尾駅、原市駅、沼南駅周辺におけるバリアフリーや歩行者の回遊性の向上を目的として設置しています。 自由通路は、上尾駅及び北上尾駅の東西を結ぶ連絡通路として市が所有管理しており、上尾駅が築後経過 10 年未満、北上尾駅が築後 20 年以上経過しています。 エレベーターやエスカレーター等機械設備は、定期的な点検・保全により維持管理しています。 <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 原新町自転車駐輪場は、築後 10 年以上経過しています。 サイクルポート南は、市が保有し第三セクターが運営する施設で、築後 30 年以上経過しています。
② 施設 の 課 題	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通施設の附属施設の修繕や更新は、鉄道事業者との調整が必要となります。 <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車駐車場は、効率的な運営方法を検討する必要があります。

③ 個別 基本 方針	<p>ア) 駅関連施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 公共交通施設の附属施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。 <p>イ) 自転車駐車場</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 自転車駐車場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、民間活用などにより、更新や維持管理に係る経費の削減を図ります。
---------------------	---

(9) その他の施設

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014) 年度末時点

用途	個別施設		設置根拠等
	機能名称 (サービス)	所在名称 (建物)	
公 営 住 宅	再開発住宅	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市再開発住宅条例
	コミュニティ住宅	〃	上尾市コミュニティ住宅設置条例
医療関連施設	医療センター	機能名称 (サービス) と同じ	
市民活動支援施設	市民活動支援センター	プラザ館	上尾市市民活動支援センター条例
防 犯 連 絡 所	上平防犯連絡所	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市上平防犯連絡所設置規則
ごみ物処理施設	西貝塚環境センター	機能名称 (サービス) と同じ	西貝塚環境センター設置規則
斎 場	上尾伊奈斎場つつじ苑	機能名称 (サービス) と同じ	上尾市斎場条例
就 労 支 援 施 設	ワークプラザあげお	プラザ館	上尾市ふるさとハローワーク設置要綱
地 域 振 興 施 設	商工会館	文化センター	

図表 4-10 施設の概要 (その他の施設)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014) 年度末時点

① 施設 の 現 状	<p>ア) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 公営住宅は、再開発住宅が築後 30 年以上、コミュニティ住宅が築後 20 年以上経過しています。 <p>イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療センターは、築後 20 年以上経過しています。現在、上尾市医師会及び北足立歯科医師会上尾支部、上尾伊奈地域薬剤師会の 3 師会の会議や研修会場として利用されているほか、社会福祉法人上尾福祉会が利用しています。 上平防犯連絡所は、譲渡を受けた旧上平交番に設置した施設で、譲渡取得後 20 年以上、築後 30 年以上経過しています。 商工会館は、上尾文化センターに併設しており、築後 30 年以上経過しています。現在、上尾商工会議所の事務所として利用されています。 <p>ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館に設置しています。 <p>エ) ごみ処理施設、斎場</p> <ul style="list-style-type: none"> 西貝塚環境センターは、築後 10 年以上経過しています。 上尾伊奈斎場つつじ苑は、築後 10 年以上経過しています。
② 施設 の 課 題	<p>ア) 公営住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> 再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的の趣旨から利活用が図りにくい施設となっています。 <p>イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療センターは、平日夜間及び休日急患診療所の東保健センターへの機能移転に伴って、市設置の機能は存在しないため、利用者の動向も見据えながら効率的な維持管理や利活用を検討する必要があります。 上平防犯連絡所は老朽化が進行しており、施設の継続を判断する必要があります。 商工会館は、建物の整備や維持管理を市が実施しており、併設する文化センターの維持管理方針に沿って効率的な施設管理を検討する必要があります。 <p>ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の維持管理方針に沿って配置の最適化を検討する必要があります。

② 施設の課題

エ) ごみ処理施設、斎場

- ごみ処理施設の更新は、投資額が多額となり財政面はもとより他の施設の更新等にも大きく影響するため、P F I の導入や長寿命化による経費の削減及び平準化を考慮する必要があります。また、施設の特性上、立地や地域住民への対応にも配慮する必要があるため、長期的な視点で更新計画を策定する必要があります。
- ごみ処理施設の大規模改修や更新は、関連する余熱利用施設等の運営にも影響があるため、同時に検討する必要があります。
- 斎場は、特に火葬炉設備（耐用年数 16 年）の維持管理及び更新に経費を要します。上尾伊奈斎場つつじ苑は、築後 10 年以上経過しているため、こうした投資に留意して、経費削減等を図る必要があります。

③ 個別基本方針

ア) 公営住宅

- ◆ 再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的を考慮し、機能維持を目的とした修繕を実施し、更新は行わないものとします。また、需要を見据えながら、施設の利活用も図ります。

イ) 医療関連施設、防犯連絡所、地域振興施設

- ◆ 医療センターは、機能維持を目的とした修繕を実施し、施設の災害時機能の拡充による災害時の医療救護の拠点など活用方法を検討します。
- ◆ 上平防犯連絡所は、複合化や多機能化を踏まえた更新計画を策定、実施します。
- ◆ 商工会館は、機能維持を目的とした修繕を実施し、大規模改修や更新については、施設の実情などによって判断します。

ウ) 市民活動支援施設、就労支援施設

- ◆ 市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の方針に沿って配置の最適化を図ります。

エ) ごみ処理施設、斎場

- ◆ ごみ処理施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化や P F I 導入など様々な手法を検討し、経費削減と平準化に最も効果のある更新計画を策定、実施します。
- ◆ 上尾伊奈斎場つつじ苑は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。

3. 都市基盤施設

(1) 道路・橋りょう

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014) 年度末時点

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
道 路	1 級路線 62路線	55. 2km } 計4, 817路線 753. 6km 41. 2km } 舗装延長 649. 3km 695. 0km } (舗装率86. 2%)
	2 級路線 59路線	
	その他路線 4, 748路線	
橋 り ょ う	15m未満 43橋	農協橋 他 42 } 計65橋 鴨川橋 他 16 } 戸崎橋 他 2 } 西野橋 } 宏栄橋 }
	15m以上30m未満 17橋	
	30m以上50m未満 2橋	
	50m以上100m未満 1橋	
	100m以上 1橋	
道 路 附 属 物	歩道橋 1橋	富士見小前 1
	ペデストリアンデッキ 3橋	上尾駅東口 2 上尾駅西口 1
	ポンプ 3箇所	小敷谷吉田 1 他 2

図表 4-11 施設の概要 (道路・橋りょう)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014) 年度末時点

① 施 設 の 現 状	<p>ア) 道路</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路は、老朽化の進行に伴って、補修工事箇所数が年々増加しています。 道路の維持管理は、職員の巡回・点検または住民要望により修繕箇所を選定し、補修工事を実施しています。また、道路の構造について、現状の交通量に見合わない判断した場合は、組成を含めた更新を行っています。 災害発生時に備え市内業者と防災協定を締結し、大雨・降雪・地震等の災害による被害が生じた場合には、応急復旧、緊急対応、巡視点検等を行っています。また、災害時の危険予想箇所をあらかじめ把握し、災害発生には速やかに道路状況の調査を実施しています。 地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、5 路線（上尾平方線・西宮下中妻線・小敷谷吉田通線・上尾池袋線・富士見ヶ丘中妻線）を市の緊急輸送道路として指定しています。 <p>イ) 橋りょう</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋りょうは、架設後 30 年以上が 19 橋、20 年以上 30 年未満が 28 橋、20 年未満が 7 橋、架設年度不明が 11 橋となっています。 維持管理は、職員が年 2 回の点検を実施し、不具合が生じた箇所の修繕を行っています。 「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、施設の長寿命化（60 年から 100 年に延命）を図るとともに、重要度が高い橋りょうから耐震化を進めています。 <p>ウ) 道路附属物</p> <ul style="list-style-type: none"> 市が管理する歩道橋は市内 1 箇所設置しており、架設後約 30 年以上経過しています。 ペデストリアンデッキは上尾駅周辺に 3 箇所設置しており、架設後 30 年以上、20 年以上 30 年未満、10 年未満がそれぞれ 1 橋ずつとなっています。 ポンプは、アンダーパスまたは地下道の排水のため、市内 3 箇所に設置しており、定期的に保守点検やオーバーホール、交換を行っています。
----------------------------	---

② 施設の課題

ア) 道路

- 現状では、道路の舗装の組成について十分な把握がなされており、また、路盤の構造に関係なく表層のみ打換える修繕方法となっており、必ずしも需要や構造など路線の特性に応じた保全となっていません。
- 整備延長の増加等に伴って、修繕が必要な箇所も増えており、施設の維持管理だけでも莫大なコストが見込まれます。

イ) 橋りょう

- 橋りょうの老朽化については、現時点で問題は顕在化していませんが、今後、大量に更新時期が集中するため、長寿命化など将来コスト削減への取り組みが必要となります。

ウ) 道路附属物

- 歩道橋及びペDESTリアンデッキは、橋りょうと同様の課題があります。

③ 個別基本方針

ア) 道路

- ◆ 適切な管理手法と維持コストの適正化を図るため、定期的な調査や点検を実施し、現状の把握を行います。また、修繕を行う管理基準を定め、修繕方法を精査し維持管理計画を策定します。
- ◆ 長期未整備都市計画道路について、概ね5年に1度、総合的な見地からルート変更や廃止等を含めた見直しを行います。また、公共交通を包含する総合交通体系についても検討を進め、公共交通網の再構築を図ります。
- ◆ 未利用地については、売却を検討します。

イ) 橋りょう

- ◆ 「橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき長寿命化を実施します。

ウ) 道路附属物

- ◆ 歩道橋及びペDESTリアンデッキは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、需要を考慮しながら実施を判断します。

(2) 公園

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014) 年度末時点

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
公園	都市公園 123箇所	50.9ha
	その他公園 37箇所	5.5ha
公園施設	公園管理事務所	丸山公園 1、平塚公園 1
	市民球場	上平公園 1
	テニスコート	上平公園 1(12面)、平塚公園 1(3面)
	クラブハウス	上平公園 1
	レストハウス	丸山公園 1
	自然学習館(天体観測棟含む)	丸山公園 1
	バーベキュー場	丸山公園 1
	丸山公園小動物コーナー	丸山公園 1
公園内公衆便所	丸山公園 他26公園	

図表 4-12 施設の概要(公園)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014) 年度末時点

① 施設の現状	ア) 公園																								
	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園 123 箇所は、設置から 30 年以上が約 46%、20 年以上 30 年未満が約 26%、20 年未満が約 29%となっています。 公園の維持管理については、利用者や指定管理者からの通報を基に実施し、簡易な遊具等の消耗品の交換などを指定管理者が実施しています。また、公園管理協定に基づき事務区等の参加(47 団体、64 公園が対象)により、園内清掃等をご協力いただいています。 公園は、災害時の延焼防止や避難地、救援活動の拠点としての役割を有しており、広域避難場所として 5 公園(上尾丸山公園・上平公園・平塚公園・浅間台大公園・鴨川中央公園)、一時避難所として 31 公園を指定しています。 																								
	イ) 公園施設																								
	<ul style="list-style-type: none"> 主な公園施設の利用者数は以下のとおりとなっています。少子高齢化に伴い、グラウンドゴルフ等の利用や休憩施設の設置要望が増えると予測されます。 																								
	(単位：人)																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小動物コーナー</td> <td>62,673</td> <td>64,427</td> <td>88,160</td> </tr> <tr> <td>バーベキュー場</td> <td>9,460</td> <td>9,233</td> <td>8,757</td> </tr> <tr> <td>市民球場(上平公園)※</td> <td>212,905</td> <td>175,866</td> <td>180,287</td> </tr> <tr> <td>上平公園テニスコート</td> <td>86,062</td> <td>73,310</td> <td>81,075</td> </tr> <tr> <td>平塚公園テニスコート</td> <td>10,239</td> <td>6,797</td> <td>7,170</td> </tr> </tbody> </table>		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	小動物コーナー	62,673	64,427	88,160	バーベキュー場	9,460	9,233	8,757	市民球場(上平公園)※	212,905	175,866	180,287	上平公園テニスコート	86,062	73,310	81,075	平塚公園テニスコート	10,239	6,797	7,170
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度																					
	小動物コーナー	62,673	64,427	88,160																					
	バーベキュー場	9,460	9,233	8,757																					
	市民球場(上平公園)※	212,905	175,866	180,287																					
上平公園テニスコート	86,062	73,310	81,075																						
平塚公園テニスコート	10,239	6,797	7,170																						
※観覧者含む																									

②
施設
の
課題

ア) 公園

- 公園の設置数は年々増加しているため、管理運営に係る経費が増加傾向にあります。

イ) 公園施設

- 公園施設は、公共建築物と同様の維持管理と経費を見込む必要があります。
- 公園施設は、利用者数や利用頻度に偏りがあります。
- 遊具、植栽、園路等は、経年劣化の他に人為的な破損等の被害を受け易い傾向にあります。これらの維持管理については、事後保全的な対応しかなされていない状態です。

③
個別
基本
方針

ア) 公園

- ◆ 公園は、運営方法の効率化を図るなど経費の削減に取り組みます。

イ) 公園施設

- ◆ 更新時期を迎え、利用状況等により不要と判断される公園施設については、更新せず除却したうえで、計画的な維持管理を実施します。
- ◆ 有料施設の使用料金の見直しを図るほか、料金収入が見込まれる施設については、有料化について検討します。

(3) 河川

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
河川	準用河川 3本	6.8km (整備率56.0%)
	普通河川 1,895本	256.8km
河川管理施設	ポンプ施設 6箇所	東町ポンプ場 他 5
	調整池 19箇所	上平ぼうの下調整池 他 18
	樋門 1箇所	八塚樋管
	親水施設 4箇所	富士見親水公園 他 3

図表 4-13 施設の概要 (河川)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設の 現状	<p>ア) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 初期に整備した普通河川及び準用河川の一部区間は、整備後 30 年以上経過しています。 河川等の維持管理については、市の担当者が巡回・点検を行い、草刈や堆積土の浚渫（川底の堆積土砂等を取り去る）工事等を実施しており、一部区域については市内業者と防災協定を締結し、大雨や台風等の災害が発生した場合には、異常箇所の緊急対応を行っています。 防災面については、「上尾市地域防災計画」において、河川改修事業の推進に努めるとともに、河川と人の共存を図るべく、環境面からの整備、保全（空間、水質両面）について新たな展開を含めた総合的な水害対策に必要な施策を定めています。 <p>イ) 河川管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ポンプ施設は、設置後 20 年未満が 6 箇所（うち 1 箇所建屋あり）となっています。また、ポンプ施設の維持管理は、通常点検及びオーバーホールを実施しています。 調整池は、整備後 30 年以上が 11 箇所、整備後 20 年以上 30 年未満が 4 箇所、整備後 20 年未満が 4 箇所となっています。 樋門は、整備後 20 年未満が 1 箇所となっています。
② 施設の 課題	<p>ア) 河川</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の整備・改修により、内水被害は減少傾向にありますが、準用河川の浸水面積解消率はここ数年 50%弱で推移しており、解消には至っていません。 区画整理や民間開発による宅地の増大に伴って、雨水流出量の増加が見込まれます。特に区画整理区域の下流の準用河川については、計画的な整備が必要となります。 河川整備に加えて、調整池の設置や雨水貯留施設等の雨水の流出を抑制する施設の普及など総合的な治水対策が必要となります。 <p>イ) 河川管理施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川管理施設は、長寿命化計画が未策定です。

ア) 河川

- ◆ 護岸は、構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
- ◆ 不要な水路については、廃止と売却を検討します。

イ) 河川管理施設

- ◆ ポンプ施設等は予防保全型、その他河川管理施設は構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
- ◆ 水辺空間の利用について、民間活用の可能性を検討します。

(4) 上水道

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014)年度末時点

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
庁舎	上下水道部庁舎 1棟 水質試験室棟 1棟	
水道施設	配水管 配水場 1箇所 ポンプ場 1箇所 浄水場 3箇所	781.0km 中央 1 原市 1 西部 1、北部 1、東部 1

図表 4-14 施設の概要（上水道）

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014)年度末時点

① 施設の 現状	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道部庁舎は築後 30 年以上、水質試験室は築後 20 年以上経過しています。 <p>イ) 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 配水管は、布設後 30 年以上が 23%、20 年以上 30 年未満が 28%、20 年未満が 49%となっています。 配水管の維持管理については、管内洗浄により品質の維持を図るとともに、経過年数を考慮した布設替えを実施しています。 給水人口及び給水戸数並びに普及率は以下のとおりとなります。また、人口推計の傾向から、年間給水量は令和 16 年から 1.2%減少すると見込まれています。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水人口 (人)</td> <td>226,424</td> <td>226,434</td> <td>226,885</td> </tr> <tr> <td>給水戸数 (戸)</td> <td>88,695</td> <td>89,625</td> <td>90,582</td> </tr> <tr> <td>普及率 (%)</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> <td>99.7</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 地震による水道施設の被害を最小限に抑制するため施設の耐震性を強化しており、耐震管比率は平成 24 年度実績で 21.8%となっています。また、市民の給水を確保するため、市内 9 箇所（水道施設 5 箇所、耐震性貯水槽 4 箇所）の給水拠点を定め、広域避難場所及び避難所へ応急給水を行います。 浄水場、配水場及びポンプ場は全て 30 年以上経過しており、電気・機械設備は 10 年から 40 年経過しています。 浄水場等の電気・機械設備は、点検、整備を実施し、必要に応じて整備や修繕を行っています。また、浄水場（北部、東部）、配水場（中央）の一部施設においては耐震診断を実施済みです。 		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	給水人口 (人)	226,424	226,434	226,885	給水戸数 (戸)	88,695	89,625	90,582	普及率 (%)	99.7	99.7	99.7
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度														
給水人口 (人)	226,424	226,434	226,885														
給水戸数 (戸)	88,695	89,625	90,582														
普及率 (%)	99.7	99.7	99.7														
② 施設の 課題	<p>ア) 庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> 上下水道部庁舎は、老朽化が進行しており、計画的な修繕・改修が必要となります。 <p>イ) 水道施設</p> <ul style="list-style-type: none"> 水需要は人口の減少に伴って、令和 42 年では現在より 4 割減少すると予想されています。 老朽化が進行して法定耐用年数を超過している管路は布設替えしていますが、一部管路では未実施となっています。 浄水場やポンプ場等の施設は老朽化が進行しています。 																

ア) 庁舎

◆ 上下水道部庁舎は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新については適切に判断します。

イ) 水道施設

◆ 水道施設では、施設マネジメントの観点から既に法定耐用年数と異なる目標耐用年数（更新基準）を設定しており、これに基づき更新時期を検討するなど経費の平準化を行い、安定した運営を行います。

◆ 老朽管の更新に伴い、管路の耐震化を実施します。今後も重要度を考慮しながら積極的に布設替えを推進します。

◆ 更新が必要と判断される施設や設備については、計画的な更新を実施します。また、施設の適正な規模を検討し、更新費用の縮減を図ります。

(5) 下水道

1) 類型別施設概要

※データは平成 26(2014) 年度末時点

用途	個別施設	
	施設内容	設置または整備状況等
管路施設	汚水管渠	584.0km (整備率: 47.1%) ※整備率=1,884.6ha/4,002.5ha
	雨水管渠	48.8km (整備率: 30.5%) ※整備率=1,219.2ha/4,002.5ha
	合流管渠	38.1km
ポンプ施設	ポンプ場 6箇所 マンホールポンプ 7箇所	尾山台ポンプ場 他 5
都市下水路	都市下水路 9本	20.6km (暗渠部: 7.7km)

図表 4-15 施設の概要 (下水道)

2) 施設の現状・課題・個別基本方針

※データは平成 26(2014) 年度末時点

① 施設の現状	ア) 管路施設 <ul style="list-style-type: none"> 汚水管渠及び雨水管渠、合流管渠を合わせた管路は、敷設後 30 年以上が約 37% (246.4km)、20 年以上 30 年未満が約 23% (155.8km)、20 年未満が約 40% (268.6km) となっています。 管路の維持管理は、土砂等が堆積しやすい管路や、油脂等が付着しやすい管路の定期的な点検・清掃を実施しているほか、住民や道路管理者からの情報による異常箇所の点検・清掃を適時実施し、状況に応じた補修工事を行っています。 下水道普及率及び水洗化率は、以下のとおりとなります。また、公共下水道整備は令和 7 年度末までに市街化区域内の整備を概ね完了させる予定であり、令和 7 年度末の下水道普及率の予測値は、下水道普及率 90.0%としています。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 22 年度</th> <th>平成 23 年度</th> <th>平成 24 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道普及率 (%)</td> <td>75.0</td> <td>76.2</td> <td>77.1</td> </tr> <tr> <td>水洗化率 (%)</td> <td>95.8</td> <td>96.1</td> <td>96.0</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 耐震化率は、平成 24 年度末で 31.6% (211.9km/670.9km) となっています。 下水道施設の防災施設としての活用を考慮し、マンホールトイレシステムを平成 24 年度末で 10 箇所の避難所に設置しています。今後も公共下水道整備区域内 35 箇所の避難所に順次設置していく予定です。 		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	下水道普及率 (%)	75.0	76.2	77.1	水洗化率 (%)	95.8	96.1	96.0
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度									
	下水道普及率 (%)	75.0	76.2	77.1									
	水洗化率 (%)	95.8	96.1	96.0									
	イ) ポンプ施設 <ul style="list-style-type: none"> ポンプ場は、市内 6 箇所に設置しています。 ポンプ場の建物は、整備後 30 年以上が 2 箇所、整備後 20 年以上 30 年未満が 2 箇所、整備後 20 年未満が 2 箇所となっています。また、機械及び電気設備は、整備後 20 年以上 30 年未満が 1 箇所、整備後 20 年未満が 5 箇所となっています。 ポンプ施設の維持管理については、通常点検及びオーバーホールを行っています。機械・電気設備については概ね 25 年、マンホールポンプについては概ね 10 年経過で更新しています。 												
	ウ) 都市下水路 <ul style="list-style-type: none"> 都市下水路は、整備後 30 年以上が約 14%、整備後 20 年以上 30 年未満が約 44%、整備後 20 年未満が約 42%となっています。 												

② 施設の課題

ア) 管路施設

- 最も古い管渠の敷設年は昭和 40 年であり、経過年数は間もなく管渠の耐用年数となる 50 年を迎えます。施設の老朽化に伴う劣化損傷を起因とする排水機能の停止や道路陥没など、市民生活への支障を未然に防ぐ必要があります。
- 耐震化されていない管路施設は、計画的に耐震化を進める必要があります。
- ほぼ市域全体をカバーする現在の公共下水道全体計画区域については、施設の総量が膨大となり、今後予想される人口減少や厳しい財政状況等を踏まえると適切な区域の見直しが必要となります。

イ) ポンプ施設

- 6 箇所のパンプ場は、順次、更新の時期を迎え、その費用も多額となることから計画的な改修・更新が必要となります。

ウ) 都市下水路

- 都市下水路は、特に暗渠部（地下に埋設、あるいは蓋をした水路）について、上部が道路等となっており暗渠の劣化損傷を起因とする重大な支障を未然に防ぐため、長寿命化計画の策定が必要となります。

③ 個別基本方針

ア) 管路施設

- ◆ 管路は、上尾市公共下水道長寿命化計画に基づき、健全度の低下した路線のみを改築する「予防保全型施設管理」の導入により、改修・更新を行っていきます。
- ◆ 公共下水道区域と合併浄化槽の合理的な区域設定により「公共下水道全体計画区域」を縮小する見直しを行い、事業費及び施設ストックの増加を抑制し、効率的な整備を進めます。
- ◆ 今後は既存施設の耐震性の強化を図るとともに、新設する施設については、耐震性を十分に考慮した整備を推進します。

イ) ポンプ施設

- ◆ ポンプ場は、今後、長寿命化計画を策定し、計画的な改修・更新を行います。また、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化工事を行います。
- ◆ ポンプ場は、人口や汚水排水量の減少を踏まえた能力・規模の見直し及び統廃合等について検討します。

ウ) 都市下水路

- ◆ 都市下水路の暗渠は、既存施設の長寿命化を図ります。

(余白)

巻末資料

＜巻末資料1＞ 用語説明

公共施設等の マネジメント	本市が保有している公共施設等（借り上げている施設を含む）を重要な経営資源として捉え、人口動態や市民ニーズ等を踏まえた施設のコスト・利用・運営・老朽化等の状況を把握・分析し、最適な保有量の検討、維持管理の適切化、施設の有効活用、効果の検証等を定期的に行い、全市的な視点から効果的かつ効率的な施設管理・運営を推進する取り組みのこと。
ライフライン	電気、水道、ガス、電話、通信等の公共設備のほか、道路・鉄道等の交通網など日常生活に不可欠なインフラ設備のこと。
更新	既存の設備等を新しいものに置き換えること。本計画においては、公共施設等（公共建築物・都市基盤施設）の建替えや再整備のこと。
複合化	複数の公共施設等を一つの土地・建物に集約することで、「多機能化」と同義で扱われる場合が多い。本計画では、主に更新などを伴うハード的な手法を指す。
多機能化	複数のサービス（機能）を一つの公共施設等に集約すること。公共施設単位で集約される際は、「複合化」と同義で扱われる場合が多い。本計画では主に既存施設の利活用による機能移転や窓口共有化等ソフト的な手法を指す。
統廃合	複数の施設や施設機能を複合化や多機能化することで、一つの施設として整備するとともに、統合後の施設や施設機能を廃止すること。
旧耐震基準	建築基準法において定義された「耐震基準」のうち、昭和 56 年 6 月 1 日の改正より前の建築基準法による基準のことであり、中規模程度の地震を想定して規定されている。旧耐震基準に対し、昭和 56 年 6 月 1 日の法改正後は「新耐震基準」とされており、新耐震基準では、大規模の地震でも倒壊・崩壊しないことが求められている。
予防保全	構造物や建築物の損傷が顕在化する前に予防的に対策を行う管理手法のこと。一般に、予防保全を行うことで、構造物や建築物の寿命が長くなることから、ライフサイクルコストの縮減が期待される。
事後保全	構造物や建築物の損傷が顕在化した後に損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法のこと。
応急保全	施設を安全な状態で維持し、運営に重大な支障をきたすことのないよう必要最小限の保全を行う管理手法のこと。
長寿命化	予防保全型の施設管理において、施設の使用期間の延伸のための点検、維持管理、修繕等の取り組みを示す。
PFI	PFI(Private Finance Initiative)とは、公共施設等の事業計画から設計、資金調達、建設、運営、維持管理など、事業実施に関わる一連のプロセスの全部または一部を対象として長期包括的に民間事業者に委ね、民間事業者の資金調達能力、技術的能力、経営能力など多様なノウハウを活用し、最適な官民の協働によって財政負担の縮減や、良質低廉な公共サービスの提供を目指す事業方式（民活手法）の一つ。

	「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定されて以来、全国で440事業(平成25年度末現在)がPFIの実施方針の公表を行っている(内閣府PFI推進室資料より)。
PPP	PPP(Public Private Partnership、公民連携または官民協働)とは、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを活用し効率化や公共サービスの向上を目指すもの。 近年では、自治体間の公連携(Public Public Partnership)の意で用いられる場合もある。
指定管理者制度	平成15年9月の地方自治法改正により導入された制度で、これまでは公共的な団体等に限定されていた公の施設の管理運営を、民間企業やNPO法人なども含めた幅広い団体に委ねることが可能となった。 この制度の活用により、民間企業やNPO法人などがもつ様々なノウハウを公の施設の管理運営に活用し、市民サービスの向上と経費の縮減を図ることが期待されている。 なお、指定管理者制度を導入しても、公の施設の設置目的は変わるものではなく、市には施設の設置者としての責任があるため、指定管理者に施設の管理運営を委ねた後も、指定管理者が管理運営を適切に行っているかチェックしていく必要がある。
設計・施工一括(発注)方式(DB)	設計・施工一括(発注)方式(DB(Design Build:デザインビルド))とは、設計業務と施工(整備工事)を一体的に民間事業者委ねる(発注)することで、民間ノウハウの活用を図る方式。
DBO	DBO(Design Build Operate)とは、設計業務と施工(整備工事)及び維持管理・運営業務を一体的に民間事業者委ねる(発注)することで、民間ノウハウの活用を図る方式。なお、事業に係る資金調達は、行政側が行う。
RO	RO(Rehabilitate Operate)とは、施設の所有権は行政側が持ったまま、民間事業者が資金調達を行い、施設の修繕(改修)・維持管理・運営業務を一定期間行うことで、民間ノウハウの活用を図る方式。
包括管理委託	都市基盤施設等の公共サービスの提供において行政側が行う業務のうち、複数の施設や業務内容を一括して民間事業者委ねるもの。民間ノウハウの活用の観点から、複数年の包括契約とすることが通例である。
PDCA	PDCA(Plan-Do-Check-Action)とは、計画を立て(Plan)、実施(Do)し、事業の進捗状況等を評価(Check)し、改善(Action)することで次の計画に反映させていくという、マネジメント・サイクルを確立する仕組みのこと。
スクラップアンドビルド	老朽化した施設を廃止して新たな施設に置き換えること。本計画においては、施設総量縮減の考え方として、既存施設の更新の際に、機能面を重視して不要または他の公共施設と統合・多機能化を図れる機能などを削減し、施設の総量を減らしていくことを示す。
定期借地権方式	借地借家法に基づく借地契約を締結し、借地期間中は土地所有者(行政側)に借地権者(民間事業者)が地代を支払い、契約終了後に更地で土地所有者(行政側)に返還する。 契約の一定期間において土地を民間事業者貸し付けて地代収入を見込む

	手法であり、公有地の有効活用手法として近年導入されている。
ランニングコスト	維持保全費、光熱水費、修繕費など、公共施設等の維持管理・運営に要する費用のこと。
イニシャルコスト	公共施設等の初期建設費（調査・計画・設計・工事等）のこと。
ライフサイクルコスト（LCC）	ライフサイクルコスト（LCC：Life Cycle Cost）とは、公共施設等の建設費だけでなく、維持管理、運営、改修、更新、廃棄までの事業全体にわたり必要な総費用のこと。初期建設費のイニシャルコストと、維持保全費、光熱水費、修繕費などのランニングコストにより構成される。
リスクベースメンテナンス（RBM）	リスクベースメンテナンス（Risk Based Maintenance）とは、リスク（破損の発生確率と破損による影響度の積で定義）を指標としたうえで、リスクを最小化する考え方を基にしたメンテナンスの合理的な判断を行う手法のこと。
リノベーション	既存の建物（諸室）に大規模な改修工事を行い、用途や機能を変更して性能の向上を図り、価値を高めること。
リースバック	民間事業者が施設を建設し、賃貸借契約を締結して、行政側がリース料及び施設管理料を支払い、一定期間が経過後に建物を譲り受けること。
スケルトン・インフィル	建物の構造躯体（スケルトン）と、更新の多い設備・内装（インフィル）を分離した設計・施工のこと。 住宅などでは、耐久性が高いスケルトンと、ライフスタイルの変化に合わせて柔軟に変更できるインフィルをはっきり分離することによって、物理的にも社会的にも長持ちする方式として採用されている。
ワークショップ	立場や経験等が異なる様々な人が集まり、共同作業や意見交換を行うことで相互の理解を図りながら、知恵や創意工夫により意見をまとめていく手法のこと。
シンポジウム	公開の場において、あるテーマについて各分野の専門家等が聴衆の前で意見を述べて、その後参会者と質疑応答を行う形式の討論会のこと。
パブリックコメント	市の総合的な構想や計画などの策定に当たり、その案を公表し、意見を募集したうえで、提出された意見とそれに対する市の考え方を公表するとともに、市民の意見を政策などに反映させる制度。 本市では、上尾市市民コメント制度（市民意見提出手続制度）として運用を行っている。
ユニバーサルデザイン（UD）	ユニバーサルデザイン（Universal Design）とは、年齢、性別、人種、障害の有無、文化等にかかわらず、誰もが利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境、製品、情報等を設計する考え方のこと。

(余白)

上尾市公共施設等総合管理計画

平成 27 年（2015 年）3 月 策定

令和 3 年（2021 年）3 月 改訂

上尾市行政経営部施設課

〒362-8501 埼玉県上尾市本町三丁目 1 - 1

電 話：048-775-5115 FAX：048-775-9819

E-mail：s58000@city.ageo.lg.jp